連載短編小説 11

悲しい隣人

小杉健治

「確か、あのとき、お線香の香りが」
　雨季子がそのときのことを思い出した。
　自分の考えが間違っていなかったことに、尚一郎は胸を詰まらせた。
「久則氏が怒りを露にしたのは、庭のお線香に気づかれたと思ったのだ」
「先生、どういうことですか」
「お線香は庭の土に立てられていたのだ」
「どうして庭に？」
「飼っていた犬か猫が死んで庭に埋めたとも考えられなくはない。でも、動物の死骸を埋めただけで、あそこまでむきになるとは思えない」
「じゃあ、庭に埋まっているのは」
　雨季子が怯えたような目を向けた。
「これから、久則氏に会ってみる。今なら、あの家には久則しかいない。広瀬さん、いっしょに来ていただけますか」
　雨季子を残し、尚一郎と広瀬は久則の家に向かった。
　門の前に立ち、インターホンを押す。だいぶ待たされてから、応答があった。
「調査士の大地です。調査士としてではなく、大地尚一郎個人として大事なお話があります。よろしいでしょうか」
「あんたと話すことは何もない」
「広瀬さんもいっしょなのです。ちょっと開けていただけませんか」
　しばらく間があって、わかったという声が返って来た。広瀬といっしょだということで、拒否出来ないと思ったのだろう。
　玄関のドアを開けると、久則が肩を怒らせて待っていた。
「なんの用だ」
「さっき、ここを出て行ったひとがおりましたね。七十前後の男です。誰ですか、あの男は？」
　尚一郎は三和土に立ったままきいた。
「そんなこと、あんたに関係ない」
「これから、久吉さんにお目にかかりたいのですが」
「どうして、あんたが親父に会う必要があるんだ」
「私が、もう一度お会いしたんです」
　広瀬が身を乗り出した。
「親父は今、寝ているんだ。別の日に出直してくれ」
　久則は狼狽ぎみに言う。
「滝本さん。私は決してあなたの家の秘密を探るつもりはありませんでした。でも、あなたの家族に何かがある。そう思い、どうしても調べざるを得ませんでした。調査士としてではなく、人間としてです。ただ、その秘密を知ったのは、調査士としての仕事を通してであったことは間違いありません。したがって、知り得た秘密を私はよそで言うつもりはありません」
「何が言いたいのだ？」
　久則は震えを帯びた声できいた。
「滝本さん。久吉さんは庭で眠っておられるのではないのですか」
「何を言い出すんだ。広瀬さんにきいてみろ。広瀬さんは毎月、おやじに会っていたんだ。昼間だって」
「広瀬さんが会っていたのは、さっきの男だった。違いますか」
　久則は苦しげに顔を歪めた。
「あの男は、あなたの弱みを握っているので傍若無人な態度に出ているのではないのですか。あの男が、奥さんに言い寄っていることを、あなたもご存じなのでしょう。だから、あなたは昼間から酒を呑み、いらだちを紛らわせようとしている」
　久則の目が虚ろになっていた。

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 608
2007 September

連載短編小説
悲しい隣人　作家●小杉健治

02 専務理事・常務理事・常任理事就任の挨拶

06 日本土地家屋調査士会連合会 役員会務分掌等一覧表

06 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について

07 情報スクランブル
国際測量者連盟と日本測量者連盟

08 「境界問題解決支援センターいばらき」の設立にあたって

12 CSIS SYMPOSIUM 2007
空間情報社会の到来：社会動向と空間統計学の普及

14 GIS学会地域シンポジウム in 新潟

17 国際測量者連盟(FIG)2007 年次大会第 7 分科会発表論文
平成16年、17年不動産登記法の改正における土地家屋調査士が果たしている役割

22 第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto
第4会場「会員論文研究発表」⑦
電子国家政策における地籍図作製事業と官民協働
不動産登記実務における都市再生街区基準点の活用を機縁にした筆界情報の生産・管理の提案

26 全国測量技術大会2007
『登記測量技術発表会』発表論文①　登記測量における基準点活用への一考

31 土地家屋調査士のための法律学(8)・最終回
土地家屋調査士の倫理　九州大学大学院法学研究院教授●七戸克彦

39 団体定期保険加入者募集

40 会長レポート

42 社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 業務研修会
「災害からの都市再生―阪神・淡路の震災復興に学ぶ―」

44 特定認証局の動き
今、一人一人にできる事

46 広報最前線　宮城会

48 世界遺産候補地
富岡製糸場…世界文化遺産登録を目指して

50 会務日誌

51 土地家屋調査士名簿の登録関係

52 公嘱協会情報　Vol.67

54 ちょうさし俳壇

55 日調連推薦図書
筆界特定制度と調査士会ADR

56 LOOK NOW　登記基準点の位置付けに関する検討会を開催

56 編集後記

57 地籍フェア2007

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

表紙写真
「初めてのお祭り」
第22回写真コンクール佳作
高橋　治郎●宮城会

専務理事・常務理事・常任理事

就任の挨拶

専務理事の就任にあたって

専務理事　瀬口潤二

第64回定時総会において松岡連合会会長より、指名理事として活躍の場を与えていただきました。また、牧野専務理事の後任として、7月の理事会において専務理事という重責を頂きました。

5月までは、山口会の会長と連合会の財務部長を兼務していましたが、今更ながら、ことの重大性を実感しはじめているところです。

毎朝9時には、事務局に顔を出し執務していますが、都会での通勤は、初めての経験で、多少の戸惑いはあるものの、現役会員としての専務理事職を務めたいと思います。

松岡執行部は、以下の3つのテーマを優先課題として進めています。

テーマ①　地籍と地図への取組み
テーマ②　調査士倫理の確立
テーマ③　オンライン申請の環境整備

これらの課題は、外部関係機関との密接な協議を連続的に繰り返す必要があります。またそれぞれは相互に関連しており、連合会役員は、従来の所管部を超えて活動する必要に迫られています。

先月号での会長、副会長の挨拶にもあるように、われわれの社会環境は大きく変わっており、従来のようなスケジュールを単に埋めていくという活動では、大きなチャンスが目前にあっても掴み取ることは出来ません。松岡会長は、総会で選出された副会長、理事といった役員と全国の会員の中から制度対策委員を選び、即応できる体制で活動することとしています。

これは、従来の部の縦割り的活動を廃止し、横断的に総がかりで考えており、松岡会長はじめ副会長及び常任理事各位の的確な能力の把握と組み合わせを考えたプロジェクトチームを組成し、活動することとしています。

テーマと主なプロジェクトは、以下の通りです。

テーマ①　地籍と地図への取組み
　〔1〕14条地図作成作業規定対応PT　〔2〕平成地籍整備対応PT〔3〕地籍調査推進PT
　〔4〕登記基準点対応PT
テーマ②　調査士倫理の確立
　〔1〕日調連ADRセンター　〔2〕筆界特定制度対応PT　〔3〕法務委員会
　〔4〕研修CPD運営委員会
テーマ③　オンライン申請の環境整備
　〔1〕オンライン申請促進PT

などがあります。

専務理事としては、こういったプロジェクトが、総会で承認を受けた事業計画と合致しているか、予算執行は適切かを念頭に、各役員との調整を計ることに勤めています。プロジェクトは、会員間の日時調整はもとより、関係機関やロビー活動との連絡調整が必要で結構気を使います。

また、会議、打合せ、取り纏めといった事務の作業は、事務局職員との連携が必要です。ともすると特定の職員に事務が集中することもあり、これらを常務理事と手分けして指示をしています。

また、こういった従来とは違った活動をしていくためには、諸規則の変更も必要ですし、まだまだ見えない部分もたくさんあります。一年生専務理事としては、出来るところを淡々とこなしていく以外にありません。全国の皆さんが、連合会が機能しているなと実感できるようにできたらいいなと思っています。

全国の調査士会や会員からのお電話から一般市民からの電話相談も毎日あります。そのなかで、「応援しているよ。」の一言を励みにがんばっています!!

常務理事就任を機に

常務理事　竹谷喜文

本年６月１日から、日調連の事務局で働かせていただいており、第 64 回定時総会において、松岡会長の指名を受け、常務理事の役目を仰せつかることになりました。

３月末までは、水戸地方法務局に勤務しており、土地家屋調査士のみなさまの活躍振りを、局のサイドからつぶさに拝見させていただいておりましたが、これからは、調査士会の一員として、土地家屋調査士制度の拡充・発展のために努力することが使命とされましたので、身の引き締まる思いで毎日を過ごしております。

調査士会とのご縁は、平成３年度から４年度にかけて、旧民事局第三課で、司法書士土地家屋調査士係長をさせていただいたときに始まり、調査士試験問題の作成及び報酬額表改訂作業への関与、試験への電卓導入の下準備に当たったことなどが主な思い出として残っており、その後の法務局人生にあっても、連合会等の動向に関心を持ち続けることができたゆえんであると受け止めています。

事務局長を兼任しておりますので、まずは、全国の単位会事務局と連携を図りつつ、会員のみなさまから更に信頼される事務局作りを心がけますとともに、常務理事としましては、資格者でない部外者の役員としての目で、所管の事項を見つめ直し、努力してまいりたいと考えております。

新参者でございますが、よろしくご指導・ご支援をお願い申し上げます。

総務部長に就任して

総務部長　関根一三

今期 総務部長に就任した埼玉会所属の関根一三です。

今年度の総務部の大きなテーマは、倫理規範の啓発と確定です。すでにご存じとは思いますが戸籍謄本等の請求用紙の不正使用事件が新聞紙上で取り上げられ、懲戒処分者も後を立たない状況のなか、調査士制度の根幹とも言うべき倫理規範については早急に整備する必要があります。全国 18300 余名の調査士が国民に信頼され得るものを作り、確定しなければなりません、皆様の意見をお聞きしながら作成してまいりたいと考えておりますのでご理解頂きご意見お待ち致しております。

特定認証局の運営も総務部所管であり、小職が運営委員長を兼務しております。IC カードの発行、オンライン登記申請の促進も大きな課題であり、IC カードの発行については、会報で百々利用申込書の返送をお願いしていますが、なかなか返送状況の改善がままならないところです。IC カードの必要性については、多くの方々が会報等で申してきました。政府の IT 化政策が変わらない限り方向変換はあり得ません。私たち調査士も、その政策に協力しなければならず、会員皆様のご理解をお願いし、全会員の取得を一刻も早く成就し法務省に対しいろいろと提言をしてまいりたいと考えるところです。

このほか、総務部における業務は、関係法令、会則、規程の検討、連合会業務執行体制の検討、事務局執行体制の検討、情報の共有化と会議の効率化の推進、連合会館移転に関する事項と多岐にわたります。特に情報の共有については、単位会そして単位会を通して会員皆様に早期に情報の提供をしてまいりたいと考えております。

最後に、まだまだ調査士制度を取り巻く環境が刻々と変化するなかで微力ではありますが２年間努力してまいりたいと思いますので、各単位会の役員の皆様及び会員の皆様にはご協力の程宜しくお願い申し上げます。

常任理事就任のご挨拶

財務部長　大場英彦

北海道ブロック協議会の推薦を頂き２期目の日調連役員を務めることとなりました。また、平成 19 年７月４、５日開催の理事会において常任理事としての指名を拝受いたしました。

私は札幌会での役員としての経験も浅く、まだまだ分からないことばかりで勉強中の身の上であり、諸先輩がいらっしゃる中で大変僭越なのですが、あと 1/4 世紀を調査士として過ごす予定の人間の意見も、違った観点から意義のあることかと思っております。

現在の日調連の抱えている重大な問題として財政の健全化があります。

日調連にとっては、調査士制度変革の激流の中にあって業務は拡大する一方であり、調査士個人にとっては、調査士業務はデフレスパイラルの只中にあって報酬は思うよう

に伸びないというのが現状ではないでしょうか。
経済学の中で、産業50年寿命という説があります。その産業が抜本的な変革をしなければ50年で衰退するという説です。調査士制度も60年を迎えようとして、それが官主導であろうが、社会の潮流であろうが、ここで大きな変革を迎えることは、調査士制度が存続するためには必然なことです。
そのために、日調連が行わなければならない事は数多くあります。また、非常に大胆かつ繊細な舵取りを必要としています。
全国の会員のお一人お一人の調査士報酬から得られている会費により、日調連は成り立っている事を常に念頭において、適切な会務が執行できるように、財政面から考えていくことが財務部に与えられた責務と思っております。
皆さんのご提言、ご指導をお願い申し上げ就任の挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶

業務部長　國吉正和

この度の日本土地家屋調査士会連合会定時総会において、理事に再任され業務部長としての大役を仰せつかりました。
連合会業務部は、「調査測量実施要領」や「業務報酬統計」に関する業務をはじめ、会員の皆様の日常業務と密接に関係する業務を分掌しております。前年度における不動産登記規則93条不動産調査報告書に関する業務は、最も典型的な案件であり、我々土地家屋調査士業務に、多大な影響を及ぼしたものと承知しております。
今年度も、調査測量実施要領や業務報酬統計に関する業務に加え、制度改革・法改正に関連し、**地図情報、地積測量情報、登記測量に関する研究・検討・対応等**、実際の業務に直接関係する案件に対応を迫られることとなりますが、それぞれの案件に対し、提案理由を明確にし、迅速な情報伝達に努めて行きたいと思います。そして、何よりも、全国各単位会との連携が不可欠であると強く感じております。
全国各単位会並びに会員の皆様からのご意見、ご指摘を頂戴するとともに、業務部担当理事のみならず、連合会役員と共に一生懸命頑張ろうと決意しております。
改めて、連合会役員であることの責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いです。なにとぞ、ご協力方お願いいたしまして就任の挨拶とさせていただきます。

就任のごあいさつ

研修部長　野地良宏

第64回定時総会において東北ブロック協議会より理事に推薦され、その後の役員配置計画によって再度研修部長を指名され、7月4日開催の理事会で承認されました。
昨年度から研修部を預かり研修制度の運営に部員と一致協力し事業を推進して参りましたが、中でも平成17年から開始した「土地家屋調査士特別研修」には各調査士会の会長さんを始め関係された役職員の方々のご協力により本事業も順調に推移し、本年度も第3回の特別研修の開催をすることとなりました。規制緩和、規制改革等と司法制度改革の一端として、資格者の有用性と活用が謳われ、事実行為の代理人から司法の一分野の代理人として活躍の場が設けられ、業務展開も大きな広がりにより、より一層の研鑽が求められております。
このことにより本研修は、表示登記制度と並び土地家屋調査士制度基盤を支える双璧をなす重要な位置付けを成しており、全会員受講を目標にしておりますので会員にあっては経済環境厳しい折とは思いますが資金と時間の投下を、また、各調査士会にあっては特別研修実施に引続きのご支援をお願いいたします。
また、懸案であります会員の研修目標の設定と適正評価を行う、仮称「土地家屋調査士CPD」の運用を本年中に鋭意検討を行い、稼動を計画しておりますので、更なるご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。他にも会員資質の向上を図る研修事業の展開に多くのご意見ご提言を頂き会員研修の指標と実施に力を注いで参りたいと考えますので、お願いと併せて就任のごあいさつといたします。

常任理事就任のご挨拶

広報部長　藤木政和

私は、今回、広報担当部長として、常任理事に就任することになりました。

平成 15 年から平成 18 年にかけて、私たち調査士の業務にとってもっとも基礎的な不動産登記法及びその関連法令の骨格が整備され、愈々、その肉付けの本番とも言うべき時期に重責を担う職に就き、決意を新たにしております。

平成 19 年度、20 年度のこの 2 年間は、オンライン申請制度の効率的な運用、14 条地図作成事業の定着化、ADR 基本法の枠組みにおける ADR センターの組織運営、筆界特定制度の法務局との協調体制、及びこれらの制度における土地家屋調査士の代理業務の適切な運用、また、地積測量図の世界測地系による成果の作成にかかる職能及び関連諸機関との連携体制、新たな職能環境に対する倫理規範の確立、公益法人関連 3 法の公布及びその施行過程における職能の公益性と組織的あり方の問題等々、日本土地家屋調査士会連合会、8 つのブロック協議会、50 の単位会そして私たち個々の調査士にとって、抜き差しならぬ課題が山積しております。これらの課題への対応は、恐らく、向後 100 年の国家の基礎的方向、枠組みは言うに及ばず、グローバル化した今日の経済社会を考えれば、国際社会の基本的な方向を決定するといっても過言ではないでしょう。私たち土地家屋調査士は、これらの複雑で多様な試行錯誤の試みの、ほんの一角ではあるが、市民の経済社会生活のもっとも基盤なものとなりうる地籍の分野で世界的な変革の潮流に立ち向かわなくてはなりません。このことは、私たち職能にとって、自らの殻を破る苦悩を意味しますが、しかし、また、人類史上、まれに見る歴史的現在に立ち会って、私たち土地家屋調査士という職能が、その日ごろ、研鑽を積み重ねてきた持てる力を発揮して、創造的な制度構築に直接、間接に参加しうる機会に恵まれたともいえます。

私は、このような自覚を持って、この 2 年間、日本土地家屋調査士会連合会の広報活動を通じて、連合会、単位会、会員各位の業務活動の支援を行う覚悟でおります。微力ながら、全力を尽くして事に当たる所存でありますので、関係各位のご協力のほど、切に、お願い申し上げます。

就任のご挨拶

社会事業部長　山田一博

この度、第 64 回定時総会において理事に選任され、その後の理事会の承認を得て、社会事業部を担当する常任理事の指名を拝受いたしました。

社会事業部とは…どうあるべきかと自分なりに考えてみると、部としての方向性を明確に示すべきであり、目標を設定し、決して諦めない強い信念が必要だと考えています。

土地家屋調査士制度を活用して社会のため事業をより効果的に運用できる仕組みを考えることが最も大切な役割であると考えています。社会にどれだけ役立つか…。

日本という国に生きている人々の生活環境が、よりやさしく、より有益に、知らない間に簡単に全員に享受できるようになるため、結果的に土地家屋調査士が支えているような社会形態が理想ではないかと考えています。その部分に重要な役割として土地家屋調査士の業務が存在すると信じていますし、そこを目指していきたいと考えています。

昨今、土地家屋調査士には様々な取組みが生まれてきているのですが、それは一つ一つがとても大切な事業であり、それを集約した大きな枠組みを創るために必要な要素として存在しているように感じます。街区基準点等を活用した新技術、93 条調査報告書、筆界特定制度、ADR、14 条地図、地籍調査等、様々な取り組みは、全て我々が新しい地籍に関する制度を創造していくための重要なプロセスであり、また、創造していく使命が我々にはあります。

例えば筆界特定制度を、ただ業務の一つにしてとらえるのでなく、その過程における情報およびそれにより生み出した成果等が 10 年後、更には未来の筆界情報となり、その集約されたものが、1 筆地の基本情報となって、あらゆる社会的な事業へ応用されていく…。この応用されていくもの及びこの一連の流れがまさしく地籍であり、このことを構築していくことが出来る集団は土地家屋調査士しかありません。そして、支えていくことが大切であると考えています。

容易には成し遂げられないものではありますが、一歩ずつ信じて行動し、微力ではありますが、新松岡執行体制の一員として、全力をもって、職務を全うする覚悟でありますので、先輩諸兄のご指導、ご鞭撻を宜しくお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

日本土地家屋調査士会連合会 役員会務分掌等一覧表

（平成19年度～平成20年度）

役　職	氏　名	所属会	役　職	氏　名	所属会
会　長	松岡直武	大阪	理事（業務部次長）	堀越義幸	群馬
副会長（制度対策　社会事業　研究所）	下川健策	福岡	理事（業務部）	小野伸秋	岐阜
副会長（総務　財務）	横山一夫	神奈川	理事（業務部）	芦澤文博	長野
副会長（研修　広報）	大星正嗣	石川	理事（業務部）	小野　勇	愛媛
副会長（業務　政治連盟）	小林庄次	東京	理事（研修部次長）	加賀谷朋彦	栃木
専務理事（常　勤）	瀬口潤二	山口	理事（研修部）	伊藤政良	埼玉
常務理事（常　勤）	竹谷喜文		理事（研修部）	桑田和明	広島
常任理事（総務部長）	関根一三	埼玉	理事（広報部次長）	川本達夫	高知
常任理事（財務部長）	大場英彦	札幌	理事（広報部）	廣瀬一郎	愛知
常任理事（業務部長）	國吉正和	東京	理事（社会事業部次長）	小林昭雄	青森
常任理事（研修部長）	野地良宏	福島	理事（社会事業部）	海野敦郎	神奈川
常任理事（広報部長）	藤木政和	滋賀	理事（社会事業部）	宮嶋　泰	大分
常任理事（社会事業部長）	山田一博	京都	監　事	杉井　潔	静岡
理　事（総務部次長）	髙山吉正	岡山	監　事	田坂瀧男	和歌山
理　事（総務部）	中村邦夫	福岡	監　事	阿部重信	大分
理　事（財務部）	岡崎　學	釧路	予備監事	柴山　武	福島

お知らせ

土地家屋調査士法第３条第１項第７号に規定する法務大臣の団体指定について

次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第 353 号

土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成 19 年 8 月 10 日　　法務大臣　長勢甚遠

名　称	主たる事務所
神奈川県土地家屋調査士会	横浜市西区楠町 18 番地
兵庫県土地家屋調査士会	神戸市中央区楠町 2 丁目 1 番 1 号
滋賀県土地家屋調査士会	大津市末広町 7 番 5 号
鹿児島県土地家屋調査士会	鹿児島市鴨池新町 1 番 3 号
宮城県土地家屋調査士会	仙台市青葉区二日町 18 番 3 号
札幌土地家屋調査士会	札幌市中央区南四条西 6 丁目 8 番地晴ればれビル
徳島県土地家屋調査士会	徳島市出来島本町 2 丁目 42 番地 5

国際測量者連盟と日本測量者連盟

日本測量者連盟総幹事・日本測量協会常任参与　石原　正男

国際測量者連盟(FIG：International Federation of Surveyors)とは、世界のあらゆる分野の測量技術者が集まる国際連合が承認している非政府組織(NGO)である。ここで測量技術者というのは、地理情報、測地測量、水路測量、土木測量、地籍測量と土地の管理、不動産の評価と管理、建設の経済と経営、国土計画各分野の1つまたは複数に携わる広範な技術者のことをいう。国際測量者連盟の主な会員は各国の単独の分野または複合された分野の測量技術者よりなる協会組織である。現在、およそ100ヶ国の協会組織が国際測量者連盟に加盟している。日本の場合、(社)国際建設技術協会、(財)全国建設研修センター、(社)全国測量設計業協会連合会、(財)測量専門教育センター、(財)日本水路協会、(社)日本測量協会、(財)日本測量調査技術協会、(財)日本地図センター、(社)日本地図調製業協会、日本土地家屋調査士会連合会、(社)日本不動産鑑定協会という11団体と、測量業者等の法人会員および個人会員から構成される日本測量者連盟という1つの協会組織を作り国際測量者連盟に加盟している。(平成19年7月1日現在)筆者は、この日本測量者連盟の総幹事という役を仰せつかっており、FIGとの直接的な連絡調整をとる仕事をしている。また、この4～5年間は、毎年世界の各地で開催されるFIGの総会および作業週間に日本代表として参加している。

最近のFIGの総会および作業週間で大きく取り上げられるテーマはご多分に洩れずグローバルなものである。たとえば、昨年のミュンヘンでのFIG大会（総会および作業週間の内、4年に一度役員の改選と新しい作業計画が立てられる会議を大会と呼んでいる。）では、Shaping the Change（変化をかたどる）というスローガンが立てられ、「現今表れている自然環境、経済、社会など各方面にわたるグローバルな変化を的確に捉え、持続可能な発展に向けて適切に対処していこう。」ということが合い言葉となった。また、国連が2000年から2015年にかけて達成することを宣言したミレニアム発展目標（Millennium Development Goals)、これは、貧困の撲滅、基礎教育の世界一様な普及、エイズやマラリアといった病気との対抗、環境の持続の確保等といった8項目にわたる目標であるが、FIGは測量、地図作成、空間情報管理、地籍および土地の管理といった業務は貧困の撲滅および環境の保全に基礎を与えるものとして捉え、この目標の達成のために国連に協力していくものとしている。

このほか、最近のFIGの活動や会議では土地家屋調査士の業務と関係の深い地籍と国土管理の分野が大きく取り上げられている。2007年5月に行われたFIG総会および作業週間のテクニカルセッションで発表された論文の数の多さの順位は、

1. 地籍と土地の管理
2. 地理情報
3. 測地測量
4. 不動産管理
5. 測量専門職の実務
6. 土木測量
7. 建設の経済と経営
8. 測量教育
9. 水路測量
10. 空間の計画・開発

というならびであった。また、昨年のミュンヘン大会でFIGとしては初めて公選（各国代表による投票）で選ばれた総裁、デンマークのステイッグ・エネマーク教授の専門は地籍と国土管理である。また、FIG第7分科会は、「CADASTRE 2014」という地籍システムについての将来ビジョンをまとめ、それは数多くあるFIGの出版物の中でもとりわけ注目を集めているものの一つとなっている。ここでは、地籍の要素として公的規制等の情報を入れ込むこと、地図と登記簿を一緒にファイル化すること（地籍の電子化)、公的機関と民間機関の密接な協力を進めること、地籍事業の採算性を高めることなどの提案が盛り込まれている。

「境界問題解決支援センターいばらき」の設立にあたって

境界問題解決支援センターいばらき　運営委員　飯村健一

七夕前日、平成 19 年 7 月 6 日。本年 4 月からの ADR 法施行に合わせ、茨城会は、全国 26 番目、関東ブロック 8 番目として、本センターを設立することが出来ました。設立までには、連合会、先進会そして近隣会様から貴重な資料をいただき、ご助言をも仰ぎました。この紙上をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

準備委員は南へ北へ

平成 16 年 9 月ごろ。丁度 3 年前だった。前会長滑川光潤氏（現本センター長）がボソッと呟いた。“茨城もそろそろ ADR を設立しなければならないなぁ！”と…。

それから 1 年…。役員改選もあり、現高橋昭会長に変わった。されど、設立への意欲は変わらず、むしろ、より急を要すほどの意気込みであった。

記念式典　会場

まず、立ち上げに関する必要資料を宮城会様から送付を受けた。大いに助けられた。しかし、その膨大さに愕然とした。年明けの 3 月、埼玉会様に視察を申し入れ、ご丁寧なるご指導を仰ぐことが出来た。そして、この年、平成 18 年。定時総会にて ADR 設立の承認を受け、企画部と境界問題検討委員会は、合同しての設立準備委員会として立ち上がった。

センターの名称から始め、趣意書、規則、諸規定そして茨城県弁護士会との協定書などに至るまで設立までには、13 回もの委員会開催を数えた。字句の訂正、整合性の検討など、めまぐるしかった。

隣接千葉会様の ADR 設立記念式典には、正副会長と共に、準備委員も出席させてもらった。思い起こすと、今般の設立式典運営に役立つこと、多々であった。

錦秋の京都では、第 5 回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto が催された。準備委員は、数ある会場のうち、筆界特定制度・ADR に関するテーマ会場に参集した。土地家屋調査士として、新たなステージを垣間見ることになる。

水戸黄門を調停員に？

茨城県弁護士会との協定書も整い、地元茨城新聞社による全紙にての PR 記事に取り組んだ。役員、会員そして各支部にも、ADR の設立趣意を充分に理解してもらった。協賛もされた。式典までに、残る準備はパンフレット等の類いばかり。

ある準備委員が、茨城県が著作使用権を持つ“水戸黄門”のイメージキャラクターを発見してきた。それは、温和で品格を備え、しかも、可愛いらしさ充分な“ご老公”。地元水戸の本センターにとっては正にうってつけのイメージキャラクター、と悦び舞った。全国のセンターから羨ましがられること請け合い。

しかし、甘かった。協議、調査を進めると、著作使用権の問題、水戸徳川家財団法人からの承認等、御三家の壁は厚く高かった。諦めざるを得なかった。

今も全国漫遊中のご老公。やはり、調停員として出席してはもらえそうもない。

茨城会　高橋昭会長

茨城県弁護士会　望月直美副会長

そして、記念講演、式典へ…

それこそ短い準備期間だった。そして、式典当日を迎える。開催場所は、水戸京成ホテル。

主催者、茨城会 高橋会長の挨拶から始まる。第一部は、記念講演会とし、水戸地裁所長 加藤新太郎様の定評ある基調講演。演題も「境界問題解決のための ADR の役割」。新潟会様もお世話になったとのこと。そして、偶然にもこの初夏に、新潟から水戸へ転勤なされた。幸いした。快く引き受けていただいた。

第二部、恒例の式典。総勢 130 名余で埋まった。高橋会長、協働会である茨城県弁護士会副会長望月直美様の設立挨拶に続き、滑川光潤センター長も演台に上がった。各氏は、センター設立の趣旨、意義と役割を説き、社会貢献への大きな期待を担うべく誓った。

滑川光潤　センター長

さらに、石上裕尋副センター長の 3 年来の設立経過報告の後、来賓祝辞に移った。茨城県知事、水戸市長、水戸地方法務局長、連合会副会長そして関東ブロック会長方々から、心温まる祝辞を賜った。祝電もいただいた。深く感謝申し上げたい。

来賓紹介、運営委員と相談員・調停員のそれぞれの紹介を経て、第一部、二部を終えた。

基調講演　水戸地方裁判所加藤新太郎所長

“磯節”か？“村祭”か？

夕刻になった。第三部、記念祝賀会。講演会、式典と長丁場だったので、島田操本会名誉会長の乾杯に合わせると、即、祝宴となった。歓語と和楽のひとときがしばし続いた。

次は、アトラクション。先進各会の ADR 設立祝賀会では、嗜好を凝らした舞台を用意したと聞いた。さて、茨城会は…？通り一遍なれば郷土芸能で、磯節か？水戸大神楽か？さてまた筑波山ガマ口上か？しかし、そこにはザワザワした雑音が聞こえそう。舞台に目を向けてくれるのは、かろうじてご来賓ばかりか。

そこで、茨城会は、かなりの危険を顧みず、新進女性アカペラユニットの“XUXU（しゅしゅ）”によるミニコンサートの実現を夢見た。最上級のプロの爽やかな女性コーラス。出演交渉できた。

“村祭”“浜辺の歌”“おぼろ月夜”等々、遠くなつかしい詩集・ふるさとの風景を、清楚に歌い上げてくれた。華麗に重なり合うハーモ

アカペラユニット“XUXU”のミニコンサート

ニー。清潔感漂う女性達４人の彩るようなアカペラの響きに宴席は静まり返った。ケレン味も充分なステージに吸い込まれた。

直前の打合せで、“水戸黄門のテーマ”を、急遽曲目リストに入れてくれた。喝采を浴びた。このご当地ソングで、茨城会、かろうじて面目躍如か。それにつけても、俄かなる“XUXU”の卒然としたコーラスアレンジの技量の確かさは、賞賛に値する。

ミニコンサート、約１時間。手締め、閉会。すべての催しを終えた。

“XUXU”サイン会と高橋会長

境界線は感情線？

“隣りのヨメは、ゴミ出しの朝、挨拶もしない!”“ハス向いの中学息子はサッカー部レギュラーなのに、うちのは補欠!”一見境界紛争に関係しないような、これらの日常生活における不平不満は、境界立会い時の悪しき要因になり得る。

“一言声を掛けてくれていれば何事もないのに、無断で塀工事を始まったので、あとからの立会いには応じない!”境界で争う気はなかったのに、意思の不疎通による境界紛争への発展である。

このように、陰に陽に、感情問題が災いし、境界紛争にすり替わってしまう。まさに、代理戦争。境界線は、人生の姿勢を問う感情線へと移行してしまう。

調停員が消える？

この感情線に囲まれながら、どこまで真実の追求を遂行できるか。ADR は、このことに直面する。

必然、測量技術だけでは及ばない。ADR の“質”はトレーニングにあるといわれる。聴く、話す、伝える技法。専門家は、難しいことをわかり易く、というむしろ高度な説明技術も問われる。

ADR では、その相談業務あるいは調停の場において、社会正義の実現を導くために、両当事者の立場、その地域の慣習・風習までをも考慮に入れ、愛情深い結果を見出さなければならない。余儀ない弱者へのいたわりも、決して忘れてはならない。そして、最終的には、その判断基準を“倫理”に置くことも重要な要素であろう。

そうすることによって、たどり着いた調停の最終段階では、あたかも調停員が消えて、当事者間の対話のみが残る、という当事者の心情により添った解決が得られることになる。

愛といたわりとを

訴訟上における判決では、勝ち負け感の残影が生ずることも多い。法律にのみ拘束され、判断されざるを得ないからである。判決を受けた当事者にとってその勝敗は、その後の一般社会生活においても、支障をきたす要因となり得る。

社会正義の実現において、ADR においても、擁護すべきは、当事者の正当な権利あるいは利益であることは当然である。土地家屋調査士ゆえの高い専門性を有し、公平さを保ち、事実認定能力、常識的な推認能力の向上への研鑽も不可欠である。それに加え、ADR では、法規範性、社会的妥当性さらには合理目的性との絶妙なバランスを取り入れなければならない。

これらを包括的に考察し、深い愛情といたわりとを持った“mind”溢れる技法を習得するまで研鑽することを忘れてはならない。

他方、判決書あるいは裁判上の和解調書のみでは、後日の登記手続でつまづくことも稀ではない。ADR では、当初から、この欠点を補う。登記手続までも見据えた事務の整理を怠らない。これは、かつてない大きな“付与”である。ADR の独自性の特長でもある。

この“mind”溢れる技法と ADR ゆえの独自性の、より効果的な運用を目指すことが肝要といえる。

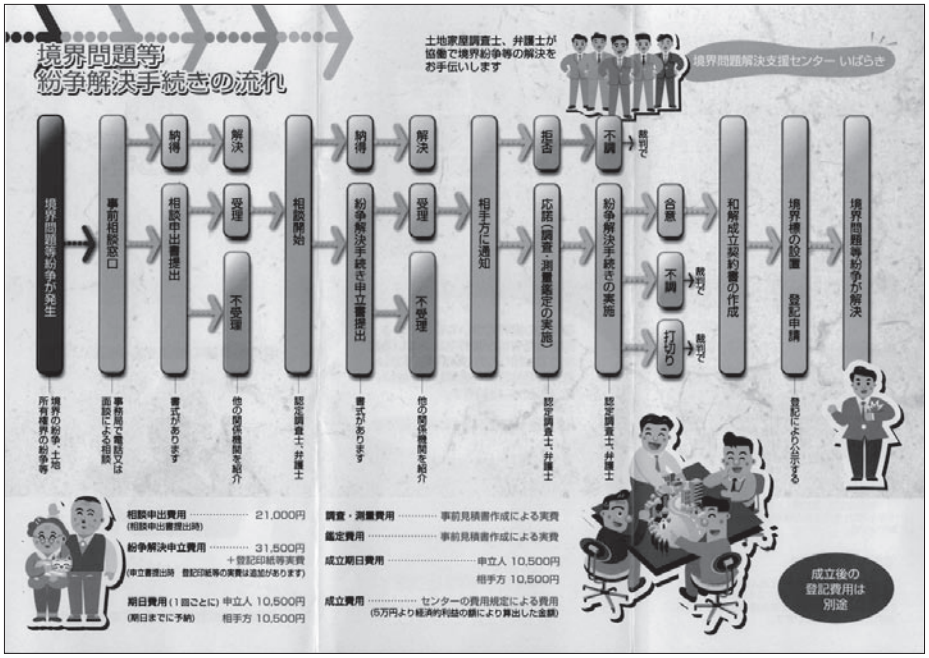

“Win-Win”に向かって

このようにして、愛といたわりを持つ高度な技法へのたゆまぬ努力は、“Win-Win”という敗者のいない結末を導き出すADRの理想に近づくことになる、と確信する。

このことは、土地家屋調査士そして調査士会としての社会貢献への見事な前進であり、ひいては、今般の司法制度改革の“果実”として大いに認められるにちがいない。

CSIS SYMPOSIUM 2007

空間情報社会の到来：社会動向と空間統計学の普及

例年行われているCSIS（Center for Spatial Information Science：東京大学　空間情報科学研究センター）主催のシンポジウムであるが、本年は5月に公布された[地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)]という話題も手伝い会場は立見者も出る盛況ぶりであった。又、来場者は産官学の多岐にわたり、このテーマに対する関心の高さを感じた。今回も多数の研究者を迎え、空間基本法にかかる現状、様々な研究発表がなされた。

日　時　平成19年7月18日(水) 13：20 ～ 16：40
場　所　東京大学　山上会館
プログラム
(司会：浅見 泰司　東京大学空間情報科学研究センター)

①「地理空間情報基本法が拓く空間情報社会とこれからの研究開発」
　発表者　柴崎亮介
　（東京大学空間情報科学研究センター）
②「参加型GIS：社会的ニーズとそのモデル化」
　発表者　今井　修
　（東京大学空間情報科学研究センター）
③「Rで空間統計解析」
　発表者　丸山祐造
　（東京大学空間情報科学研究センター）
④「小地域単位統計の整備と利用に向けた課題」
　発表者　佐藤英人
　（東京大学空間情報科学研究センター）
⑤「住宅価格指数にみる首都圏の住宅市場：空間構造の変化と市場の変化」
　発表者　清水千弘　（麗澤大学・東京大学空間情報科学研究センター）
⑥「フリーペーパー戦略における設置ポイント×前住所エリア×購入住所エリアの科学」
　発表者　上野典行　（株式会社リクルート）

まず東京大学・柴崎教授により、[地理空間情報活用推進基本法]の骨格と目的、そのための具体的な施策についての説明があり、空間情報社会の促進について様々な可能性を説かれた。

同法の主要な観点は、[地理空間情報]を扱っていく上で必要な、[地理情報システム](GIS)、[衛星測位](GPS他)といった技術的な側面における発展を目指すこと、高精度な衛星測位に必要な[基盤地図]の作成及び作成システムの構築、それらを担う[人材育成]及び[官民協働]による運営の効率化と機能の高度化及び空間データの一元化にある。これらの観点に基づいて[地理空間情報]の活用推進、その総合的な運用を行っていくことにより、新時代の価値観が産まれていくこと、新たな視点による国民サービスのアイデア、又、その実現等の効果が期待されている。

会場風景

講義で特に印象に残ったことは、誰でも・いつでも使うことができる[基盤地図（共通地図）]は情報が新鮮でなければならず、そのために官民の協働による情報更新の仕組みを検討すべきであるとの見解で、そこには我々土地家屋調査士に対しての社会的な期待が多分に含まれていると感じた。今後、どの様な仕組みが構築されていくのか現時点では定かでないが、一筆単位の地理空間情報を日常業務で扱っている我々には生産者としての責任があり、利用者として基盤データを充実させていくことの動機

開会挨拶（東京大学浅見教授）

講演中の東京大学柴崎教授

があるように思う。同法の施行は、これまで事務所→法務局のレベルで完結していた申請データが、公的に流通されていくデータへと変化していくことを示唆している。このことはこれまでの職業意識と異なる価値観であるかもしれないが、制度の将来に大きく関わってくる観点であり、新時代における社会基盤を担うひとつの機関としての存在価値を育てるべく、今後も積極的な情報収集を行い適切な対応をしていくべきであると感じた。

その後、GIS・統計ソフトの活用、空間データの活用事例等をテーマに5名の研究者・実務者が発表された。誌面の都合上全てを詳細に報告することはできないので興味のある方は下記を参照されたい。

http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/sympo2007/index.html

(CSISホームページ･CSISシンポジウム2007を参照)

特に印象に残ったのは、6番目の発表者から自社発行のフリーペーパー配布エリアを統計解析した際、「GISソフトの存在を知らず、ひたすらエクセルで統計を取っていた…」というエピソードであった。会場の笑いを誘っていた話であるが、現実的にはGISを利用しない作業により一定の成果を挙げていることになる。このことは、取り組みの主要部は作業者のアイデアであり、構造的な思考であるということを逆説的に物語っている。ともすれば最新のGISというシステムを導入することで何かができるという錯覚に陥ってしまうところであるが、ソフトは成果を手助けするツールに過ぎず、レベルの高い思考があってこそ生きてくるものなのであると再認識することができた。

又、それぞれの発表者において興味深い研究がなされていたが、それら考えの軸となる［空間統計］という観点は非常に興味深く聞くことができた。近年、ADR、筆界特定制度という新たな取り組みを行っているが、その視点は職人技的な解決手法に向いているように見受けられる。しかし、筆界もしくは筆界の紛争という事象には過去、現在、未来における様々な空間情報の蓄積がその背景にあり、それらの横断的な分析は専門職能として必要不可欠な要素であると言えるのではないか。個人的にはこれまで、筆界情報といったものはそういう統計的なデータと成り得ないものであるとの認識であったが、数々のビジネスモデル構築の経緯を見るにつけ、むしろ統計解析とそのためのデータ構築の必要性を感じることができた。

例えば、日調連統一様式の調査報告書データを蓄積し、全国レベルで統計を取れば、各種申請におけるあらゆるパターンの処理事項や必要事項が検出されることになるだろう。それら解析情報をパラメータとして以降の申請情報を自動で解析、チェック、適正化するような仕組みが構築できるかもしれないし、又、登記申請における基本チェック機能を構築し登記の自動化ができるかもしれない。紛争時の資料パターンを解析することにより、紛争の起こりにくい日常業務データ構造が構築できるかもしれない…等々、実現できるかどうかは別として、そのような新時代の業務体系を創造することができた非常に興味深いシンポジウムであった。同センターでは11月1、2日に年次研究発表会としてCSISDAYS 2007を開催するとのこと。興味のある方は参加されたく思う。

（取材：上田忠勝）

GIS学会地域シンポジウム in 新潟

平成19年7月13日(金)に新潟県新潟市朱鷺メッセ・マリンホールにおいて地理情報システム学会主催による「GIS学会シンポジウムin新潟」が開催されました。

「シンポジウム概要」

近年の様々な空間情報技術やユビキタス社会への進展の中で、平成19年5月30日に「地理空間情報活用推進法」が成立し、いよいよ政府がGIS推進基本計画を本格的に策定することとなりました。まさに、地理空間情報にとって大きな転機となった今、産官学ともに地理空間情報を新たな段階へ推し進めようとの機運が高まっております。こうした中地理情報システム学会では、最新動向の情報を共有し、今後の地理空間情報政策のあり方を討論するという趣旨のもと、「地理空間情報活用推進法を中心とした法令や地方での取り組みについて」と言うテーマにて「GIS学会シンポジウムin新潟」を開催されました。

日時：平成19年7月13日（金）13：30～17：15

場所：新潟県新潟市「新潟市朱鷺（とき）メッセ・マリンホール」

内容：基調講演「地理空間情報に関する最新動向」
講師：柴崎亮介　東京大学空間情報科学研究センター長
特別講演①「基盤情報整備における地方自治体との連携」
講師：坂部真一　国土地理院企画部電子国土調整官

特別講演②「道路事業における図面電子化や基準点整備事業について」
講師：宮崎清隆　国土交通省北陸地方整備局道路部道路管理課長
特別講演③「地方公共団体における統合型GISの推進について」
講師：大津圭太郎　総務省自治行政局地域情報政策室
特別講演④「三重県における空間データ整備の共同化による効率化事例」
講師：小林哲也　三重県政策部情報政策室地域情報化グループ主査
特別講演⑤「新潟県庁のGIS関連システムについて」
講師：松下邦彦　新潟県総務管理部情報企画監
特別講演⑥「新潟大学のGIS教育・研究事例紹介」
講師：牧野秀夫　新潟大学工学部情報工学科

【基調講演】

「地理空間情報に関する最新動向」

講師：柴崎亮介
東京大学空間情報科学研究センター長

基調講演として、地理情報活用推進法が成立するに至った経緯並びに本法の概要をご説明されました。現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要があるという目的並びに基本計画基本的な施策の概要についてのお話をされました。

また、そこから広がる世界として

●高齢化ドライバーをサポートするための新たな誘導・安全運転支援サービスの実現等、高齢者の社

会参加を可能とし、安心・安全を支える世界。
●食品トレーサビリティーの普及や位置認証による農林水産物のブランド化の確立等、地域の差別化・個性化の支援・演出する世界。
●該当不動産の環境指数、災害指数、権利関係等の情報を位置情報等と合わせて多角的に管理することにより不動産流通の安全・安心を図る世界。
●物流と移動、環境負荷軽減の世界。

などの空間情報を活用した将来的な可能性をお話された一方、今後さらに GPS 等高精度な位置情報を取得できる衛星が増えていくがそれらに対応する高精度な基盤地図の準備の遅れや更新作業役割分担の不明確さ等を指摘され、私達土地家屋調査士として直面する地理空間情報を活用する未来予想図とその課題について非常にためになるお話が聴けました。

【特別講演①】

「基盤情報整備における地方自治体との連携」

講師：坂部真一　国土地理院企画部電子国土調整官

● GIS アクションプラン 2010 の概要

測位・地理情報システム等推進会議が閣僚級会議として発足され政府としても重要な課題としての位置付けとなり、行政の効率化、産業･サービスの発展･創出、国民生活の利便性の向上、国土利用の整備・保全の切口からの GIS 政策展開の方向性および地理空間情報の整備、利活用の推進施策等の今後の GIS 施策の具体的な展望についてのお話をされました。

●地理空間情報活用推進基本法の概要

（基調講演内容と重複のため省略）

●国土地理院の取組み（基盤地図情報の整備事業）

都市計画基図データ等を編集処理し、基盤地図情報整備項目である○測量の基準点、○道路線、○海岸線、○公共施設等の境界線、○行政区画等国土交通省令で定めるものの位置情報を整備し平成 21 年までに都市計画区域の基盤図情報を概成を目指しインターネットでの提供を可能にするという国土地理院の事業計画についてお話されました。

【特別講演②】

「道路事業における図面電子化や基準点整備事業について」

講師：宮崎清隆

国土交通省北陸地方整備局道路部道路管理課長

国土交通省イノベーション大綱最終報告の地理空間情報プラットホームとする推進計画、および、国土地理院と国土交通省の道路局を中心としての基盤地図情報整備事業の概要、その他 ITS（スマートウェイ推進会議）で情報の共通基盤推進や CALS ／ EC における電子納品の徹底等国土交通省としての施策についてご説明され、具体的に北陸地方整備局が計画している直轄国道のキロポストに基準点を設置する道路基準点整備事業の概要をされた他に設置した道路基準点に IC タグを付与し将来的には各種 DB と連携し簡単に周辺の地図や関連情報を取得が可能になる等将来構想についてのお話をされました。

【特別講演③】

「地方公共団体における統合型GISの推進について」

講師：大津圭太郎　総務省自治行政局地域情報政策室

総務省においての統合型 GIS の概要と具体的な取組みについての紹介および、我が国の IT 戦略と電子自治体推進指針の展開についてお話されました。国家としての IT 戦略の広い視野でのお話を聞くことができました。我々土地家屋調査士業務に直結する平成 16 年の不動産登記法改正や都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）、街区基本成果活用推進事業が地理空間情報活用政策に密接に関連した施策であることを認識いたしました。

【特別講演④】

「三重県における空間データ整備の共同化による効率化事例」

講師：小林哲也

三重県政策部情報政策室地域情報化グループ主査

三重県においては三重大学の協力を得て 2001 年に三重県 GIS マスタープランを策定され順次計画に従

い様々な地図情報を集約され基図を独自に作成されておられます。現在では三重県だけではなく関連市町と共同での共有デジタル地図整備に着手されておられます。それらの県と市町による基盤地図情報の共同整備のあらましの他、具体的な活動と成果事例並びにその活動からの生じた問題点や利点等をお話になりました。地域の協議会とも連携され地方自治体を中心とした産官学での GIS 推進に取り組まれており、GIS 推進の活動が順調に進捗している様子が窺えました。

【特別講演⑤】

「新潟県庁の GIS 関連システムについて」

講師：松下邦彦　新潟県総務管理部情報企画監

新潟県では、平成 13 年より GIS に関するワーキングがスタートし現在も毎年ワーキングを開催されその計画にもとづき運用されておられます。現在では統合型 GIS への移行と個別型 GIS の利用推進を併用して活用されており、そのあらましと既に導入されている GIS システムの紹介事例についてお話されました。新潟県も三重県と同様に地域の協議会とも連携され地方自治体を中心とした産官学での GIS 推進に取り組まれていらっしゃいます。

【特別講演⑥】

「新潟大学の GIS 教育・研究事例紹介」

講師：牧野秀夫　新潟大学工学部情報工学科

新潟大学における GIS 教育・研究事例のお話をされました。

新潟大学では､科目に『GIS リテラシー入門』（公開授業）を開設されているほか、平成 18 年 10 月より、地理情報システム（GIS）のコンピューターソフトウエアがサイトライセンスによって全学に導入されました。GIS ソフトを研究、教育、更に事務において自由に使える環境を整備されて、GIS 原理とソフトウエア操作の概論および演習を行う『GIS 概論・演習』を開講されております。また、学内の GIS 研究者のネットワーク化を諮るためヒューマンヘルス GIS センター、環境防災 GIS センターの 2 つのコアセンターを新設されるなど GIS 研究・教育に非常に熱心に取組んでおられます。

土地家屋調査士として不動産の表示に関する登記に関連する業務と、本シンポジウムのテーマであった「地理空間情報活用推進法」との関わりがあまり実感できなかったというのが多くの意見だと思います。このシンポジウムに参加し、我々調査士が取扱う筆界の情報は、地理空間情報の一番土台となる重要な情報であり、この情報の構築と利活用に関して対岸の火事とは思わずに注目し、関心を持ち、積極的にこの制度に土地家屋調査士が関わっていく必要があると改めて感じました。　（取材：寺島　雅峰）

（会報　土地家屋調査士 2007 年 2 月号抜粋）

「地理空間情報活用推進基本法と土地家屋調査士」

奈良大学文学部地理学科　教授 碓井　照子

地理空間情報活用推進基本法が制定されると地方自治体内で基盤地図情報を作成･更新する仕組みができるといわれている。基準点や道路縁…などの骨格的な基盤地図情報が、地方自治体の日常業務の中から生成･更新される体制が作られるのである。これは、地方自治体の各部署で電子申請される確定測量図や、土地･建物取引時に作成される登記のための地積測量図の電子申請図面から日々、道路や建物、筆界のデータを更新することを意味している。

不動産登記法の改正は、土地家屋調査士が作成する地積測量図から筆界データを更新するというGISデータの更新体制の実現を可能にさせたのである。今後、法務局と地方自治体では、地積測量図を介したオンライン連携が進み、土地家屋調査士は、NSDI整備の一翼を担うことになる。また、地籍調査がより推進されるため、国土交通省との関係も深まるであろう。平成19年度の国土調査関係の予算で新規要求された都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）や、街区基本成果活用推進事業は、境界困難地域における街区外周の官民境界点の調査、都市再生街区基本調査成果の利用･流通の仕組み構築、官民境界線確定後の筆界情報収集システム構築など、NSDI政策に関連した施策なのである。

国家の基本であるNSDIの整備･更新の担い手層としての土地家屋調査士の社会的使命は非常に重要なものである。

国際測量者連盟(FIG)2007年次大会
第７分科会発表論文

平成 16 年、17 年不動産登記法の改正における土地家屋調査士が果たしている役割

日調連広報部長　　藤木　政和

日本では平成 16 年 17 年に、登記・地籍部門における二つの大改革が実行された。この改革における土地家屋調査士が果たした役割について報告する。

なお、当稿は、2007 年 5 月 21 日ソウルで開催された FIG の分科会 7 における発表資料に若干の修正を施したものであることを断っておきたい。

日本における登記地籍部門の改革は、主に、不動産登記法という手続法の改革という形を通じてなされた。具体的には、登記申請における、オンライン申請制度の導入と筆界特定制度の新設、さらにはその関連部門として、この十数年来検討されてきた司法制度改革の成果の一つとして、平成 16 年に制定された ADR 基本法が制定され、地籍行政部門の基本的枠組みが設定され、現在、その実現に向けての作業が進行中である。

これらの改革は、社会・経済のグローバル化と高度情報化社会に対応する登記・地籍部門の日本における改革といえる。その主な特徴は、次のようなものである。

①日本においては、登記・地籍の情報管理部門は、昭和 35 年に法務行政の下に一元化されていた。そこで地籍制度の改革は、不動産登記法という手続法の改正という単純な立法対応の形を取ることができた。制度の形式的法制面においては、単純な形を取ることができたのであるが、しかし、この新たな登記申請制度の具体的な運用は、従来の業務慣行と平衡を取るという観点からは、複雑なもの、苦悩を伴うものといわざるを得ない。

②これに関連して、地籍制度の改革（表示に関する登記制度の見直し）は、土地の境界の確認という私法上における秩序の維持という側面が強調され、この側面において高度情報化社会への対応に対する様々な制度的工夫がなされた。反面、地図の電子化という技術的側面の責任を明確に請け負う行政組織部門がなく、この側面の議論が先行して登記・地籍制度の改革を主導するという先進国に一般的なコースを取ることはなかった。つまり、日本においては、地籍データの維持管理は、もっぱら、登記申請を通じて、登記所において行われているにもかかわらず、「地籍」という用語は、国交省の地籍調査事業の成果図をさすことが一般的なことから理解されるように、地籍とは何よりもすでに整備し終わった地図の現代化を意味していた。そこで、この地図の現代化つまり数値化、電子化は、測量技術・測量作業を所管する国交省の専管とされ、単年度事業で地籍図を現地において作り直すことを意味し、この観点から、膨大な数の土地の区画を処理する上でその進捗率の低さがもっぱら日本の制度構築の責任者の頭を占めることとなっていた。しかし、登記制度のオンライン申請制度構築を機会に、ようやく本来的な地籍事業の地籍のコンセプトが吟味されざるを得なくなったといえる。つまり、電子申請を可能とするためには、登記所内の資料の電子化を先行することなく、十全にオンライン申請制度の運用は見込めないという認識が、制度構築関係者の間において共有されるようになった。

③この長年の隘路を広げるべく、一般の経済社会のグローバル化の要請に対しては、民間、学者を活用して、首相官邸及びその諮問機関である経済改革諮会議、行財政改革会議等を設置し、行政組織の責任を明確にしようとする試みがなされている。地籍行政の分野における重要な具体例は、都市再生事業における迅速なインフラ整備を目的とした作業環境整備、街区基本調査事業がある。この事業は、インフラ整備事業担当の国交省と権利関係を整理・保全する法務省との連携事業であり、この連携事業の具体的な施策の場面において、土地家屋調査士等の民間の専門職能の活用が計られている。

これらの特徴を、平成 16 年、17 年の不動産登記法改正に際して議論された論点に即して具体的に見ていくこととする。

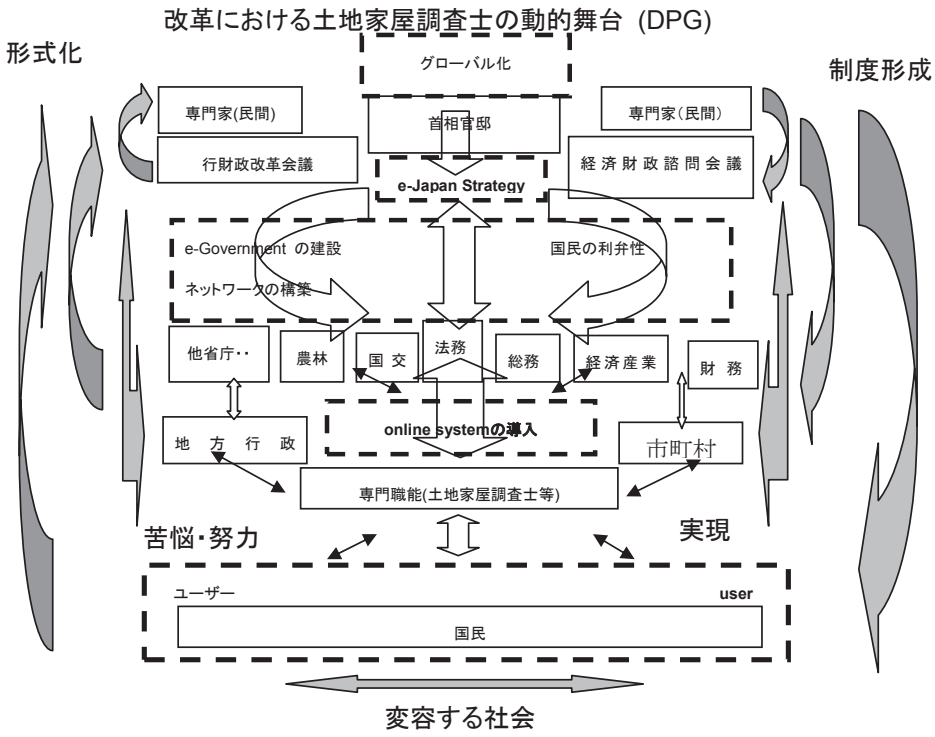

図１：DGP とは、調査士の改革への参加の場所 Dynamic Playing Ground の略称で、筆者が仮に名づけたものである。

最初に、改革の全容をダイアグラムで確認しておく。（図 1）

この国家的フレームワーク（e-Japan 戦略）を前提にして登記・地籍部門の改革が進行している。平成 16 年のオンライン申請制度の登記部門への導入は、行政への申請手続き全般のオンライン化の一環として行われ、これに伴って、懸案の登記所資料の全面的な電子化計画が本格化した。このことは、単なる登記部門内の事務の効率化という従来の観点からの電子化政策ではなしえなかったことである。例えば、申請をオンライン化するということは、本人確認の仕組みを構築しなければならないが、GPKI の構築は、法務省単独ではなく行政改革の視点から総務省を中心にして初めて可能となったものである。

地籍部門のオンライン申請制度の導入に際しては、おおよそ次のような 3 原則が働いて、制度構築がなされたといえる。

1. 電子文書化の原則
2. 実地調査制度の原則
3. 行政における境界確認の原則

次にそれぞれの原則の下で議論された論点の概略を見ておこう。

1．電子文書化の原則

①電子化文書が大量にあり、この実現方法が検討された。権利の事項に関しては、このフレームワーク以前から電子化が進められており、現時点では実現のめどが立っていたが、図面類とくに地図に準ずる図面については、工夫がなされなければならなかった。（図 2 参照）。とくに、近年の都市再生事業とも絡んで、大都市の地図の電子化が問題とされている。この問題に対処するため、特に省庁間の協力が重視された。すなわち、図郭地図の大半を作成している国交省と法務省の責任部署を明確にして、法務省の地図分類作業に基づいて、比較的現地を正確に表している地図については、国交省が街区基準点および街区点を設置して、そ

地籍調査事業の進捗率　　平成 17 年 3 月現在

	面積（km²）	実施面積（km²）	実施率（%）
DID（人口集中地区）	12	2	19
宅地	18	9	49
農地	72	49	69
林地	184	72	39
合計	286	132	46

図２：Ｑ＆Ａ新しい筆界特定制度（三省堂）から

登記所の基本地図（地籍図）平成 17 年 10 月現在		地図の作成事業（単位千枚）		事業管理者
全国の登記所に備え付けられている地図の総枚数 約 6,465 千枚	14 条地図 3,595 千枚　（56%）	国土調査地籍図	3,100	国交省
		土地改良事業	490	農林水産省
		法務局作成図	5	法務省
	地図に準ずる地図 （いわゆる公図） 2,870 千枚　（44%）	台帳付属地図	2,070	大蔵省
		土地改良図	80	農林水産省

図 3：Q & A 新しい筆界特定制度（三省堂）から　一部筆者により改変してあります

の地図上の対応点をもとに、座標変換をして地図の電子化を計り、各筆の実測値は、申請を俟って地積測量図の実測地に置き換えるという手法である。この人口稠密地域の「平成地籍整備」は、平成 15 年度から 10 カ年計画で現在進行中である。この事業において 100 万点ともいわれる基準点の管理が問題となっており、この基準点の最大のユーザーの立場から、土地家屋調査士は、上の二省及び関連市区町との連携体制の構築に積極的に参画している。また、このような手法になじまない地域については、従来の国交省の地籍調査事業及び法務省の地図作成事業で従来どおり対応していくことになるが、ここにおいても、主に立会作業を中心に調査士の積極的な参画が期待されている。

②地図の自動処理の工夫が検討されている。これは、世界測地系による地積測量図の作成作業の問題であり、これを実現するため、基準点の整備と維持管理の作業環境が構築されつつある。この作業環境を実現するための主な課題は、基準点網を高密度に維持管理するということである。従来の測量法の下においては、500 メートルから 1 キロメートル間隔の基準点が設置され、管理されている。この管理体制は、一般の地籍調査事業など年度事業計画に対応するように運営されているが、不動産の権利変動に即応する登記事件の事務の頻度とその事務が要求する迅速性に十分に対応することができない。この問題に対処するため、全国に約 1200 点ある電子基準点の有効活用が期待できるネットワーク型 RTK － GPS 測量方式を利用すること、また、基準点の密度をあげ、最終作業成果は TS とのハイブリッドを想定した作業基準を制定することが検討されている。この作業環境構築の実現は、法務省と国交省の協議により決定した枠組みを、現場における具体的な管理者である市区町などの自治体と、それらの成果の利用者である土地家屋調査士職能が共同歩調と取って運用する体制構築にかかっている。この試みは、先に触れた都市再生事業の要請を実現する人口稠密地域において先行しているが、この作業方式は、職能の技能の能力担保の向上と職能団体内の体制構築を推し進めることが予想されるから、そのほかの地域においても、実現可能なものとなりつつあるといっていい。さらに、地積測量図の作業成果及び作業基準が、14 条地図の作業成果及び作業基準を具備するようになれば、地積測量図の成果を適切に管理すれば、従来の地図再生事業のように、一定の事業区域の一括の地図整備という概念から、細部からの積み上げ方式による地図整備という方式も現実味を増してこよう。事実、都市再生事業においては、街区点によるコントロールポイントを利用した座標変換による暫定的な地図の電子化が行われ、地図に準ずる地図として登記所にそなえられることが計画されている。

③登記記録の正確性の維持にたいする制度的手当てが検討された。この問題は、従来の原本による疎明書面の証明力と電子化文書のもつそれとをどの

筆界確認を必要とする登記申請　単位千件

登記種別	事件数	筆数
土地の表示に関する登記総件数	5,189	9,549
土地表示登記	30	55
分筆	683	2,037
地積更正	176	594
区画整理・土地改良	4	715
地図訂正	1,164	1,276

図 4：Q & A 新しい筆界特定制度（三省堂）から　一部筆者により改変してあります

ように位置づけるかということである。この課題に対して、「原本に相当する情報」というコンセプトが提示された。このコンセプトは、現在の制度運用が98パーセントの専門職能による代理申請で実現しているという事実に裏打ちされたものである。疎明書面の情報の内容の真実性は、土地家屋調査士の認証によっているとしてよいという認識をあらわしている。日本の地籍制度にとってこのコンセプトが重要視されるのは、地籍情報の異動・更新の仕組みが、表示に関する登記の事務において、公的機関である登記官に実質審査権が付与される制度的作りになっているにもかかわらず、他方、申請主義と呼ばれる制度運用を前提にしており、権限者等の申請を俟って調査が開始され、申請内容を現地において対査することから、地籍情報の真実性は、申請内容の真実性に大きく依存しているからである。権利に関する登記に関して、申請主義が採用され、申請内容の法的条件を吟味する形式審査を登記官の調査の職務とすることは当然のことであると思われるが、権利の客体である不動産の物理的現況の調査が、権利に関する調査職務に従って類推運用される実務上の慣習は、日本の地籍制度の特徴といえるものである。次の実地調査制度の項でもう一度触れる。

2. 実地調査制度の原則

①オンライン申請制度の導入に当たって実地調査制度の検討が行われた前提の事実は次のようなものであった。一つに、行財政改革の流れである。地籍・登記制度を維持管理しているのは、法務省の地方事務所である法務局内に設置された登記所である。この行政部門も高度情報化、少子高齢化の社会の要請である行財政改革の渦中にあり、人員削減、事業所統廃合が進みつつある。そこで、事務の効率化と正確性の確保という、相反する課題を同時に解決する必要に迫られている。他方、登記記録の真実性の確認は、登記官の専権事項であるため、効率化を追求すれば、正確性を確保するということが十分になされない恐れがある。この矛盾を補完するため、1. ③で触れた事実を重視し、資格者を単なる代理業務の位置づけから、さらに一歩進めて、実地調査制度運用において明確に位置づけ、官民の職責を明確にする必要が出てきた。このことから、つぎの3つの新たな改正がなされた。

②オンライン申請制度特有の事情からくる、経過措置（登記令13条）が取られた。オンライン申請は原本の送付を本来的に想定できない。（電磁的記録で全ての疎明書面の原本を作成することは考えにくい）そこで、専門職能の作成による申請情報及び添付情報の内容につきその真実性を一応承認しようとする制度である。

③また、申請情報の真実性を確認するには、現場の情報確認が欠かせないが、その調査内容を土地家屋調査士が報告した場合は、その調査の真実性を信用して登記官の実地調査を省略できる（規則93条）とするものである。この運用の趣旨に沿った調査報告書の作成に当たって、これまでの調査士の調査実績の問題点を検討して、調査士自身が新たに制定することとなった。

④筆界特定制度を新たに創設することにより、筆界についての行政的見解を示す手続きを明確に実施することで、土地の境界に関する紛争の解決手段の一翼を担わせるとともに、登記官による実地調査能力の涵養、筆界資料の調整・保管及びそれらの組織体制の整備により、表示に関する登記申請における実地調査制度の充実に側面的に貢献することになった。

⑤以上のような対策は、登記官及び資格者に新たな職務を課すことを意味し、その職務慣習、職業倫理に大きな変化が起きることが予想される。特に、土地家屋調査士という資格者の職務は、公益性及び自律的職業倫理をこれまで以上に要求されることになる。例えば、③において触れた規則93条調査報告書は、資格者の自律的精神に基づいた報告書であるという基礎的事実から出発して行政文書としての業務追行の効率性を検討すべきところ、実際の運用においては、この方向性が逆転して議論されるなど、旧来の職業倫理を色濃く引きずっており、この課題を解決するために新たな倫理規範を公表する、又は、さらに一歩進んで新たな業務環境における新たな業務体験を通じて新たな作業文化を構築する施策を資格者側において模索する必要があるであろう。

3. 行政分野における境界の確認の原則

①日本では、土地の境界の紛争解決制度としては、筆界に関する境界確定訴訟と所有権の範囲を争う境界確認訴訟という二つの裁判制度がある。しかし、国民の権利意識の高揚、法の実現に係る社会

的環境の変化に伴い、裁判制度のあり方が問われてきた。司法制度改革において、裁判の遂行が高額なこと、長期にわたることが問題とされ、裁判外における迅速で安価な紛争解決の制度が模索されてきた。この回答として、新たに2つの制度が構築されつつある。一つに、紛争の当事者の自立的解決を促す調停の場を提供するADRセンターの整備であり、また、一つに、行政的対応として、筆界特定制度の整備である。

②土地家屋調査士は、登記申請業務に伴う境界確認調査の経験から得た専門的知見を生かして、土地の境界紛争における調停人としての役割をになうべく、ADRセンターを構築しつつある。現在、全国で50会あるうちの約半数の会でセンターが立ち上がり、弁護士と共に紛争解決の一翼を担おうとしている。

③地籍・登記分野からこの側面を捉えるとき特筆すべきは、筆界特定制度の創設である。この制度においては、実質上、日本における境界確認の唯一の専門家と目され、筆界特定登記官の指揮の下で、その助言を担う調査委員の地位に弁護士等とともに土地家屋調査士が就くことになった。

④これらの一連の動きは、地籍業務の核心は、筆界の確認業務であるということを示している。地籍業務の現代化の中心課題は、平成16年から平成17年にかけての不動産登記法の改革以前には、地図をはじめとする地籍資料の単なるデジタル化をめぐって議論がされてきた感があるが、オンライン申請制度の十全な実装を想定すれば、デジタル化が完了したあと地籍業務は理想的に運用されるというこれまでの自覚的、無自覚的開発モデルは、想定されているような有効性を持ちえず、むしろ、デジタル化された資料とデジタルデータの流通を前提にしつつ、デジタル化指向から取り残されがちであった、データの真実性を保障する筆界確認業務作業体制の構築の課題に同時に取り組まなければならないことを意味しているといってよい。

4. 結論

CADASTRE2014は、これからの「測量者」の職能のあり方を次のように述べている。「測量者」の専門性は、司法的な側面においては、弁護士等の専門職能が参入し、技術的な側面においては、急速な技術的進歩により、その活躍の場を失いつつある、その専門性が発揮できるのは、唯一、土地の境界確定の運用にその活路を見出すべきであると。日本における登記・地籍部門における改革において、土地家屋調査士は、まさにこの方向に沿った、専門職能としての第一歩を踏み出したといえる。心すべきは、この高度情報化社会の要請に応える職能の姿を見据えて、さらによりよい職能のあり方を模索すべきである。

最後に、NSDI（国家空間データ基盤）を効率的に利活用するGISシステムと国民の経済社会にとってもっとも基礎的な資料といえる地籍データの統合を目指したLISシステムとの間の交通整理は、いまだに、具体的な施策が見えてこない。この課題に対して、日本における不動産登記法の改革の経験から言えることは、GISシステムの基本概念が、情報の消費の側面に偏りすぎて、情報の生産の側面を取り込む明確なインセンティブを提示できないでいることにあるのではないかということである。時間（紙面）の都合上、この問題に深く立ち入ることはここではできない。

電子国家政策における地籍図作製事業と官民協働

不動産登記実務における都市再生街区基準点の活用を機縁にした筆界情報の生産・管理の提案

滋賀県土地家屋調査士会　上田　忠勝

はじめに

戦後の新民法制定から新たな不動産登記制度及び土地家屋調査士制度が産まれ50数年が経った。その間、土地家屋調査士は国民が登記申請を必要とした場合の［代理人］としてその職を全うしてきたわけであるが、近年の社会背景の変革に伴い、その存在は［職能］として社会基盤構築という側面を負う立場へとその本質を異にするに至っている。そのことは測量法の改正（H15）、不動産登記法の改正（H17，18）、平成地籍整備事業の実施、ADR法、空間基本法の制定等、抜本的な制度改正が行われていること、又、その政策が求めることを俯瞰することから確認できる。この事態は、我々の日常業務に関して大きな転機が来ていることを示唆しており、今後様々な研究・議論が必要となるであろうことは想像に易い。

滋賀県土地家屋調査士会研究部では平成14年より地図に関する情報管理の観点から［位置参照点実証実験］を行い、インターネットによる情報管理システムの構築とそのための組織体制について検討してきた。

そのことについて昨年11月に行われた土地家屋調査士京都大会第4分科会において一定の成果を報告する機会を得たが、今回はその発表内容を本紙に紹介するということである。紙面が限られているため今回は特に［都市再生街区基準点］の活用という具体的な課題を軸に、その社会的背景から実用の問題点までを自分なりにまとめてみた。本研究はあくまで、［情報管理］という側面から我々の日常業務のありかた、今後起こりうる事象を想定し論じており、個々の技術的側面に深く触れるものではないが、高度情報化社会の中で我々の専門職能がどの様な位置づけにあるのか…といった視点で読んでいただければ一定の理解はいただけるのではないかと思っている。私自身の能力の面から、まだまだ不十分な内容であると思われるが、これからの制度構築において何らかの参考になれば幸いである。

研究の目的

政府施策である法14条地図の重点整備の中で、その維持情報として地積測量図の重要性を考慮し、その情報の充実を図ること。又、情報共有化により、国土空間データ基盤（共通地図）としての活用も期待できることを鑑み下記事項を検討したい。

◇日常データの電子化と共通参照空間の構築［インターネットの活用・情報共有の基盤］
◇相対位置情報の管理［観測値管理と復元性］
◇地図の自動更新［平均値による地図の描画］
◇官民の協働体制［高密度な点の相対関係を維持するための方策］
◇組織としての意識改革と環境整備［制度の持続的発展］

1．社会背景の推移と土地家屋調査士

(1) IT国家構想と平成の大改正［不動産登記法］

政府が情報の高度化と共有化を基礎として、世界で最も最先端のIT国家となることをスローガンに様々な政策を打ち出し始めてから早数十年が過ぎた。その間、コンピュータを利用するという行為は我々の生活に著しく浸透し、今やその通信インフラは世界最高水準であると言われている。しかし、各種分野における実務の電子化は一定成果を挙げながらも、その当初目的を果たすレベルに到達しているとは言い難く、近年行われている様々な法改正、立法の事実から想像すると、むしろ現時点がIT国家としてのレベルアップ・普及の最盛期もしくはそのための最重要時期であるのではないかと思われる。世界的な規模で展開しているIT化の現象はかつての産業革命より大きな変革であるとの説もある。これからは実務における全ての価値観が変わっていく

ことになるのであろうが、その渦中にいるときはなかなか実感できないものである。

我々土地家屋調査士の日常業務においても、平成17・18年の2度にわたり不動産登記法が改正されている。「明治以来の大改正」と言われる平成17年の改正は、いわゆる［電磁的記録の本則化］がなされ、オンライン登記申請を可能とするものである。しかし、これまでの紙ベースによるデータ制御、又、公的個人認証システムの普及等の問題から現状ではほとんど活用されておらず、IT政策の利点を享受している状況とは言い難い。よって、今後の各種情報の電子化と電子申請を前提とした日常業務の構築は政策的･社会的な視点から職能者への期待であり、実務者として急務であると考えるべきであろう。

又、平成18年の改正では、［筆界特定制度］が創設され、［筆界の定義］がなされた。このことは従来の登記情報に［筆界情報］という概念が加えられたということであり、今後は実務的に事務所単位で帰結していた筆界の確認等に関する諸情報について法的な公開的情報として扱われていくことが言えると思う。あらゆる情報の高度化を促す電子化政策、その趣旨からの対応を検討する際には、「そもそも筆界情報とはどのような情報をいうものなのか」という根元的な議論を必要とし、そのことはすなわち、我々がこれまで扱ってきた情報の構造を再度構築し直すことを示すのではないか。言い方を代えれば、異なる時代、異なる価値観、異なる技術、異なる基準で作られた様々な不動産に関するデータをどの様に電子化された空間で統合的に扱っていくのかという問題に向き合わなければならない事態であると言える。例えば、法14条地図、公図、地積測量図といった同一地点を示す成果情報が数種類存在している事実をどの様に電子データ化し扱っていくのか…といった具合である。

いずれの改正においても法律の枠組みや方向性は定められたものの、未だ成熟した規程・運用と言える状態にはなく、そのことは我々の制度に関してもやはり持続的な発展段階の渦中にいることを示している。従って、今後の抜本的な実務改革は避けられないと考えるべきであり、又、我々を取り巻く環境には既に大きな流れの渦中にあると言える。

(2) 空間基本法と情報共有化の促進

本年5月、［地理空間情報活用促進基本法］が公布された。この法律は、地理空間情報の効率的な収集・活用により享受される経済効果及びその技術革新により国民生活の充実を図るという趣旨で作られており、その実現については［官民の協働］というテーマが謳われている。国と地方公共団体及び民間機関による連携を強化し、高度な位置情報ネットワークを構築し［基盤地図］を形成するという流れはその象徴的な施策であるが、その場面においての［土地家屋調査士の役割］について、基本法上では明確にされていないが、おそらく最小単位の位置情報を輩出する専門家として、かなりの期待を持たれているものと推定する。［本紙No.601（平成19年2月号）情報スクランブル（文・奈良大学・碓井照子教授）］しかし、その実現には前述した日常業務の電子化と我々の扱っている情報構造の再構築（再認識）が不可欠であり、この面からも早急な改革の必要性が見て取れる。

又、同法における骨格的施策としては、①地理情報システムの活用②衛星測位の活用という二つの最新技術の利活用とそれに伴う技術向上及び人材育成が挙げられている。言うまでもなく、我々土地家屋調査士が扱う情報は全て［地理空間情報］である。最新技術による情報制御のプロフェッショナルとして認知されていくことができるのかはこれからの対応次第であるが、この場面においても［土地家屋調査士という職能集団］は否応なく新しい時代の潮流に身を置いていることを自覚しておくべきであろう。

2. 都市再生街区基準点の活用にかかる業務体系の検討

(1) 日常業務の問題点

今回は都市再生街区基準点の運用に視点を当てるという趣旨ではあるが、本論に入る前に、少し土地家屋調査士の事情にも触れておきたい。

1）基本三角点等の取り扱い

これまで、我々の業務の中で、［基準点］を利用した測量は一般的に行われてこなかった。そのことは主に下記の理由が考えられる。

①登記簿における位置情報の必要性

登記簿の補助的機能として考えた場合、［地積］の要素が確認できれば、あえて地球上の位置関係を

明示する必要がなく、土地取引の迅速性を考慮した場合に捨象される要素であった。

②既存基準点の配置密度

基準点が高密度に配置されていないことから、実際に作業をする場合、1～2km密度に配置された4等三角点等からの作業となってしまい、①における迅速性と費用対効果の面から現実的ではないとされた。

③既存基準点の管理・公開

公共事業等で4級基準点が設置されているエリアであれば、②の問題は解決するように思えるが、仮に基準点を現地で発見したとしてもその点がどの様な事業で作られたどのような成果か調査することは非常に困難である。現実、同じ自治体であっても各課の公共事業で作られた基準点が統合的に管理されている事例は少ないであろうし、国の事業なのか、県の事業なのか、他の土地家屋調査士が作ったものなのか、はたまた何の意味もない点なのか…ということすら現地では判断できないのである。

こういった状況を見ていると［作業の効率化］と［経済効果］という側面が本質的な問題として浮かび上がってくるが、近年のIT国家構想、国土基盤情報の活用という側面から、①については平成17年の不動産登記法改正において、同規則77条により原則基本三角点からの測量が義務づけられ、②については、都市再生街区基準点の設置により、少なくとも同エリアについての対応が可能な状況となっている。すなわち時代の流れは、厳密な位置情報を必要とし、又そのための現実的な措置を法整備により促進している。従って、我々は実務的観点から③への措置を行いつつ、全体の対応について効率的かつ経済的な手法をもって実現していかなければならない。費用・時間をいくらでもかけるのであればそもそもの政策論旨からずれてしまうからである。

2）基本三角点等の現状

基本測量において設置され、国土地理院において管理されている基準点は、電子基準点約1200点及び1～4等三角点が約11万点とされている。又、各種公共測量により設置された1～4級基準点については、国土地理院への登録、未登録を併せると数千万～数億点規模になるのではないかと推定できる。それら基準点の管理について、国土地理院では概ね3級基準点レベルまでのものまでを公開しているが、4級基準点以下の密度の点については、実質的な管理はされていないのが現状である。この事態には①密度・作業的に永久標識として取り扱うことが難しい②数量が膨大となり管理が難しい、という理由が考えられるが、［点情報］という観点から見ればむしろ高密度の基準点こそが我々の必要とする情報であり、新たに設置された約100万点と言われる都市再生街区基準点を活用しようとしている今こそ、その根元的な問題解決にあたるべきであると考える。

(2) 都市再生街区基準点の活用と問題点

1）都市再生街区基準点

○法整備の背景

現在、全国各地のDID地区に設置されている［都市再生街区基準点］について、当初の3箇年計画（平成16～18年度）が終了し、本年4月より実際運用されることとなっている。法務省では、3箇年計画で設置された都市再生街区基準点を利用した地積測量図の作成を促進する方針を打ち出し、登記情報の効果的な管理と、法14条地図の整備推進を図ることとしている。余談ではあるが、事業当初に円滑な事業促進を目的として検討された［新たな境界確定制度］が紆余曲折を経て［筆界特定制度］制定に繋がることになる。

○土地家屋調査士の関わり

本年4月から、作業が実施された自治体へ順次街区基準点データの移管作業が行われている。その活用については、データ移管を受けた自治体毎に管理されることになるが、同一データがその自治体の管轄法務局に送付され、その窓口においても閲覧可能となる。我々の業務に関する話題としては、［都市再生街区基準点］を利用した地積測量図の作製について［法務省民二第1794号（平成18年8月15日通知）都市再生街区基準点の活用について］により、「都市再生街区基準点が整備されているエリアにおいて、特別の事情無く、同点を利用せず作製された地積測量図が提出された場合、その登記申請は却下される」とされ、にわかに対処への動きが具体化している。

○実務においての留意点

現在、その具体的な活用方法について、国土交通省、法務省、日調連で骨格の検討がなされ、各単位会において実際の運用についての協議がなされているところである。現時点で明らかになっている活用時の留意点は

①測量計画機関への使用承認申請を行うこと

②現場の状況と測量記録（点の記等）との比較を行うこと
③点検測量を行うこと（必要に応じて実施）
とされており、今後はこういった規程を遵守しながら実務を行っていくことになる。

2）運用開始後に想定される課題

それでは実際に我々の業務で活用する場合においてはどの様な問題が生じてくるのかを検討してみたい。以下は私見であるが、想定できる事象を挙げたものである。

①データ閲覧の煩雑化

実際、法務局においては（図 2-1）の形態で閲覧に供されることとなる。簿冊、小縮尺地図によるインデックスが基本となることから、調査作業の煩雑化が予想される。又、紙で取得したデータをコンピュータにインプットする手間や入力ミス等の弊害も考えられる。できうれば既知点情報を容易に取得できるような参照システムを検討する必要があるのではないか。［インターネットによる共通参照システムの構築］はいずれかの機関が取り持つべきであるが、特に高密度（50 m 未満）基準点については、その情報を最も活用し生産する我々土地家屋調査士という専門家により収集・管理することが合理的なのではないかと考える。

②使用届出手続の煩雑化

各作業者が逐次自治体担当者へ届け出るという仕組みは、行政側の対応が煩雑化するおそれがあり、そのことで登記申請の適正な処理機関が損なわれる恐れがある。そのため、包括的な取り扱いの検討とそのための仕組みを検討する必要がある。現在、日調連では法務局、自治体、調査士会との三者の連携による包括承認(事後承認)のシステムを奨励している。

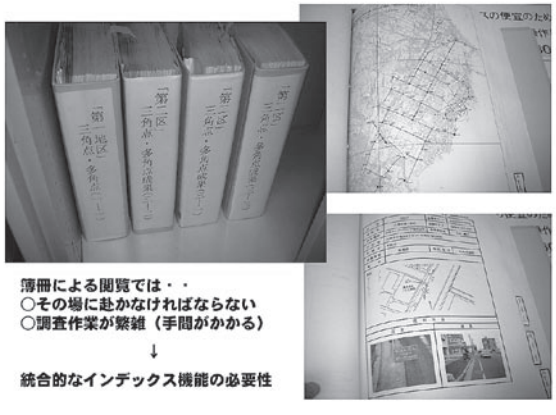

図 2-1

③作業規格の統一と作業環境の整備

土地家屋調査士の現状を鑑みれば、これまでの実務では公共事業以外で基準点を扱うことが少なかったため、点検計算、平均計算というデータ処理の場面、又、測量機器の有無等から均質な対応を行うことが困難な状況であると見受けられる。作業にあたっての共通基準の策定と、そのことを実現するための環境整備は急務であり、実現には個々のスキルアップと組織における環境づくりが相互に作用し、形成されていく必要がある。

④累積する現地データの把握・管理とその活用について

都市再生街区基準点を与点として作られた新点について、作業の重複やデータの整合性を考慮すると、一定精度を保たれた作業による成果であれば、以後の作業における与点として扱えることが理想である。しかし現時点ではそういった議論に至っておらず、このままでは作業者は現地に新点が存在していても、あえて近隣の街区基準点からの作業を行わなければならないという状態である。また、既に述べたように、点の共有を行うとしても他の作業者が作った新点の情報をどの様に知り、活用するのかという基本的な問題が生じること及びそのための品質保証をどの様に形成していくのかという観点での検討・措置が必要である。

⑤亡失等、現地状況の変化による対応について

実用場面では、管理者である自治体、作業者である調査士、その作業成果をチェックする法務局、三者がそれぞれ街区基準点のデータを保持し扱うことになるが、例えばある点が亡失した場合、その［最新情報を共有］しておかなければ、混乱が生じてしまうことは必定である。現地情報は刻々と変化し続けるものであり、その変化を関係者ができるだけリアルタイムに知りうることが必要である。そのことがより効率的で適正な運用に繋がることは明白であり、そのための仕組みを検討することが必要となる。

以上、思いつくままに今後の課題を列挙してみた。このことから①共通参照空間の必要性 ②技術・管理基準の策定と実務レベルにおける情報共有 という問題点を抽出し次項でその対処法について述べてみたい。

（次号に続く。）

全国測量技術大会2007

『登記測量技術発表会』発表論文①

登記測量における基準点活用への一考

長野県土地家屋調査士会　　塩川　豊

登記測量と不動産登記法改正

一昨年からの不動産登記法の改正で、土地に関する登記で一番の変更点は、何をおいても固有の土地と土地との境を不動産登記法（以下不登法と称す）第123条1項で筆界と定義付けが行なわれたことである。土地と土地との境に関し不登法の基本法である民法には第223条に疆界として1文字存在するのみで、今まで明確な定義付けが行なわれなかったことは非常に不思議なことだったが、今回の不登法改正により固有の土地と土地との境を明確にした意義ある大改正である。

不登法改正に伴い、関連政省令・準則等も改正され不動産登記規則（不登規則と称す）第74条2項で地積測量図の作成者個人を重視し、今までの住所又は所属庁若しくは、事務所及び職の記載を省略することにより筆界の確認、位置の特定に関する担保責任を作成者本人が直接負う事になり今まで以上に作成者の負う責任が倍加した。

地積測量図等への筆界位置の特定についても、不登規則第77条に筆界標の有無に関わらず各筆界点を基本三角点等に基く成果により表示することが義務付けられ、準則第50条により基本三角点等の成果の表示も同様となり、筆界点の位置の特定は相対的位置の特定だけでなく、絶対的位置の特定も厳密に求められている。（世界測地系に準拠する位置の特定）

最初に地積測量図の備付が成され登記簿の地積欄記載の数字を担保するだけの地積測量図から、筆界の位置を絶対的位置にて特定し得る地積測量図はまるで別物と言っても過言ではない。（筆界位置が十分条件で地積が必要条件となった）。

昨年都市再生街区基本調査による街区基準点の活用についての通達（法務省民二第1794号）が出され現在その取扱に紆余曲折があると聞いているが通達の最重要点である街区基準点等を利用できる所で街区基準点等を用いない地積測量は登記申請を却下する対象とする点を見ても、筆界を絶対的位置にて特定することが、筆界特定の専門家を自称する土地家屋調査士においては、避けて通れない使命ではないだろうか。

筆界特定作業の現状

不登法の改正により筆界特定・ADR等の制度が新設され筆界の法的・歴史的意義の研究はレベルの高い研究成果がもたらされている事は周知の所である。

土地家屋調査士による筆界の物理的位置の特定については基本的に4級基準点、地籍図根点等が設置されていることが前提であり測量設備についてもそれに即した装備であり常時基準点測量を行うための測量装備を持たないのが現状である。

土地家屋調査士における一般的人員と測量設備機器

下記に示した写真が一般的土地家屋調査士の最低保有する測量設備であり、これに調査士1名と補助者1名（＋事務補助者1名）、厳密・簡易網平均プログラムのない測量計算・CADシステムに一般的コンピューターシステム（ワード、エクセル等）で

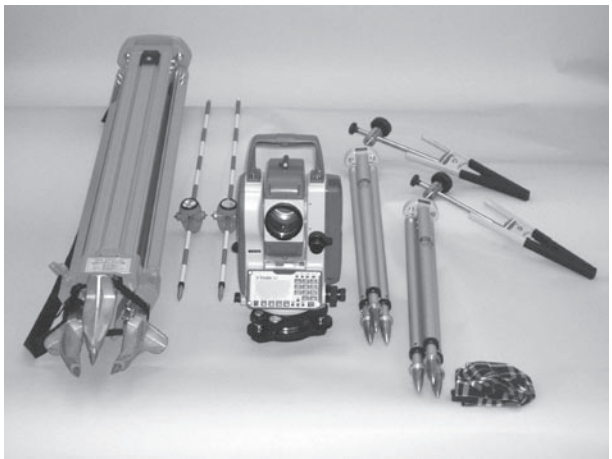

調測要領の規程による多角測量（調測要領第 45 条）を実施したとしても、各級基準点からの補助基準点を設け筆界の位置を特定するにとどまる。以上の設備を利用しただけでは多角方式による厳密網平均計算での基準点相当点の設置は不可能であるため、新たな手法による高精度な 3 級 4 級基準点相当点を簡易に設置する方法を目標にした。

基準点相当点設置へのハードル

不登規則に示されている基本三角点等とは 1 ～ 4 等三角点、1 ～ 4 級公共基準点、不登法第 14 条地図作成による 1 ～ 4 級基準点、地籍図根三角点、地籍図根点、街区三角点、街区多角点等数多くの基本三角点等がある。これらの基準点はどのような方法で設置されているのであろうか。平成 16 年公共測量実態調査報告書では 1 級点の 73％、2 級点 80％、3 級点 72％は GPS 測量、各法務局で実施している不登法第 14 条地図作成における基準点設置作業は作業機関である各公共嘱託登記土地家屋調査士協会の話を聞くと 1 ～ 2 級基準点は GPS 測量で 3 級基準点の殆どが GPS 測量であり、どちらも 4 級点は TS による設置が主流で近年注目を集めている。街区基準点にあっても平成 16 年度実施街区三角点の 98.8％が GPS 測量で実施され街区多角点は TS で設置された。TS で設置された基準点等は作業規程から多角方式における観測方程式厳密網平均計算にて処理されているものと推測される。

土地家屋調査士が多角方式による下級基準点相当点を個人的に設置するには今の設備では不十分であり市販の GPS システムを導入して 3 次元厳密網平均計算で行なうか、観測方程式厳密網平均プログラムを導入する必要がある。即 GPS システムの導入は論外としても TS で基準点相当点設置を行なうとしても観測方程式厳密網平均・電子野帳・データー取込・手簿記簿作成プログラムが必要となり、相当の投資を覚悟する必要がある。補助プログラムなしで処理出来ない事は無いが、成果処理等が複雑であり相当の経験が必要である。ネット上にフリーソフトの観測方程式厳密網平均プログラムの存在は確認しているが、観測データーの入力に煩雑な部分や平均計算部分に不明な点があり信頼性に欠けると思われる。従来からの手計算フォーマットがある簡易網平均計算は、条件式等であったり、解法計算には観測の条件が厳しく実用的ではなく、現在は市販の多角測量による観測方程式厳密網平均計算が通常の処理方法と考えられている。

ハード的設備についても水平角・鉛直角数方向の同時観測を必要とするためのプリズム・三脚等の附属設備が複数必要となり TS についても 3 級点相当点を設置する必要があれば 2 級 TS 機器が必要になることは当然である。

技術の歴史に学ぶ

近代測量が発祥した時から測量は三角測量が基本であることは、測量に関係する職業に従事する者にとっては常識で、広い地域に高精度の基準点等を大量に設置できる唯一の測量法であった。

我国における三角点の設置方法は一等三角点を除き均等の密度にて三角点が設置されている状況下で新点の精度が高く周りの与点との整合性が取れる 1 求点（新点）三角網で設置されてきた。相対位置と絶対位置の総合バランスがよくいかにも登記測量に適していると考えるのは私だけであろうか。

技術進歩によりテルノメーター、ジオジメーターが開発され直接長距離の距離観測が可能となり三辺測量が行なわれた。三角測量、測角と測距を組み合わせた多角測量そして GPS 測量へと技術が変遷して行く中で 1 ～ 2 等三角点の改測に（一次基準点

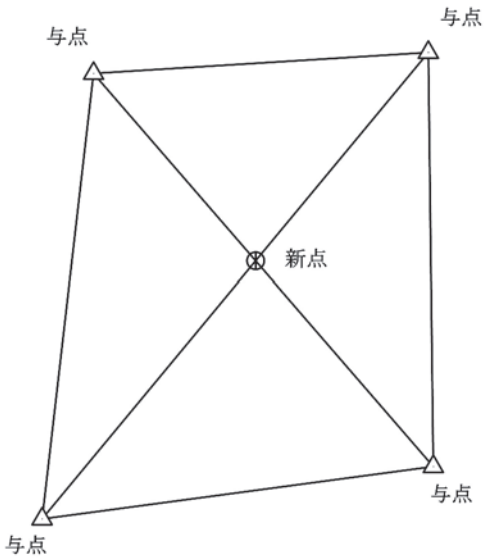

1 求点三角網

測量の中期から二次基準点測量の後半まで 1993 年以後は GPS 測量に変更）三辺測量法が用いられた時期があった。

近年話題になっている都市再生街区基本調査による街区三角点、街区多角点等の高精度基準点や不登法第 14 条地図の設置作業での登記基準点が各地に設置されるなか 1 求点三角網と三辺測量法を組み合わせ既設基準点から基準点相当点を設置し各筆界の位置特定に利用できないかを検討し提案してみた。

登記測量への 1 求点三辺測量法の活用

三辺測量法には長所も多数あるが同じだけの欠点もある。これらの長所の特徴を十分利用し欠点については出来るだけ知識と手法、そして技術の歴史を紐解き精度・活用法を十分調整し実践に耐えうるもので計算処理の過程についてもその数値の決定過程が簡単に理解できる方法により明示し、できるだけブラックボックス化を行なわない様に配慮し厳密網平均方法の理解と今後の改良をし易くしたものを提案した。

1. 三辺測量は当然与点新点間の距離を直接観測して位置を決定する測量法であり測距儀の精度に左右されることは常識である。近年の市販されている TS の測距部分は 1 ～ 2 級機と 3 級機においてもほぼ同一の仕様にて作成されているので上位機器と同じ精度を得られ測角精度の優劣に関係なく一般的機器であれば十分対応ができる仕様になっている。（5 mm ± 3 ppm 程度メーカーカタログ参照）
2. 測角の観測を行なわないため同時観測が不要であり、各辺長の観測は独立観測で済むため機材（三脚･プリズム･人員）の数量が少なくてすむ（反射鏡の持回りによる観測が可能）
3. 当然距離算出のための鉛直角の測定が必要となるが光波測距儀の特性を生かしオートリダクションを活用し直接水平距離を観測することを提案する。これは不登規則第 77 条 4 項（同規則第 10 条 4 項）で地図精度を規定している地籍調査作業規程準則第 58 条同運用基準 31 条による別表 10 の備考 4 の記載（水平距離補正機能付光波測距儀を使用する場合は、鉛直角、器械高及び目標の視準高を測定し傾斜補正を行なったものとみなす）を適用し作業量の低減を図れる。

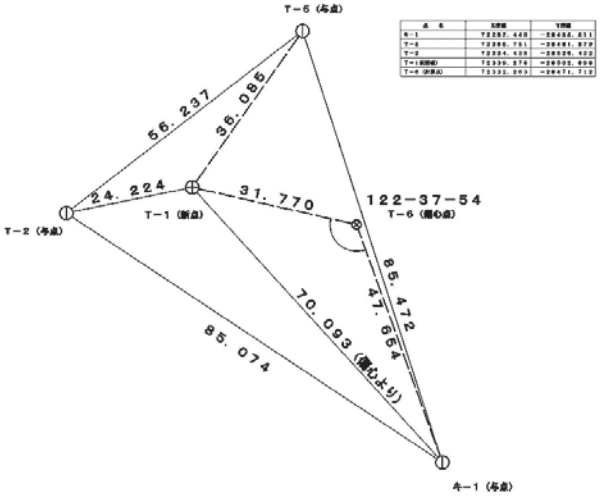

三辺法による平均図 No.2

4. 三辺測量法は当然新点から与点三点への視通を必要とする DID 地区などの込入った地域では選点が非常に難しいことは当然である。この問題を解決しなければこの方法も絵に書いた餅に過ぎない。ここで二辺狭角法による間接測距（折れ基線）で辺長観測を行なえるのではないか。二辺狭角法による間接測距プログラムを内蔵させることで選点をし易くすると共に利用範囲を広げられる。
5. 光波測距による距離の観測誤差は位相差観測誤差と測定条件誤差の完全な独立した誤差のみで距離に比例する位置誤差がないので $m_s=\sqrt{u^2+r^2\cdot S^2}$ (u=10 mm, r=3 ppm)。今回は機器の一般性能仕様書における相対観測誤差は 10 mm、測定条件誤差は仕様書どおり 3 ppm とした。
6. 多角測量は測角と測距の性格の異なる観測値を持ち測距の精度は前述のとおりであるが、測角精度は使用機種の性能と観測者の技術に大きく左右される。測距は慎重な機器設置に注意すれば比較的簡単に正確な観測結果が得易い。
7. 与点・測距の精度点検は中心角により出来るので新点の中心角 $\Sigma\theta=360$ から誤算伝播式より中心角の和の平均二乗誤差

   $M=\sqrt{(\Sigma\ mc^2)}=\sqrt{6\ \Sigma\ \tan^2\theta/2}\cdot m$　から中心角の閉合差制限を 2.5 M とすれば 250 m での閉合差の制限 150″ となる。（$\theta=120°$ 各内角の総和で決定してもよい）

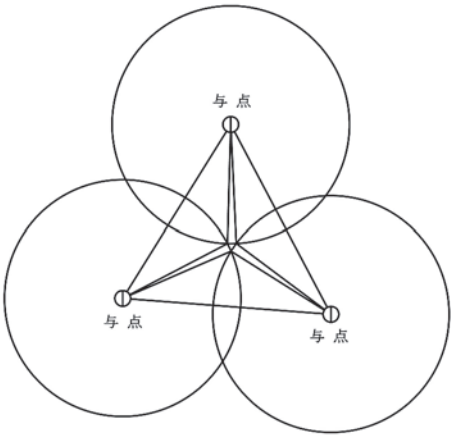

三円交点計算

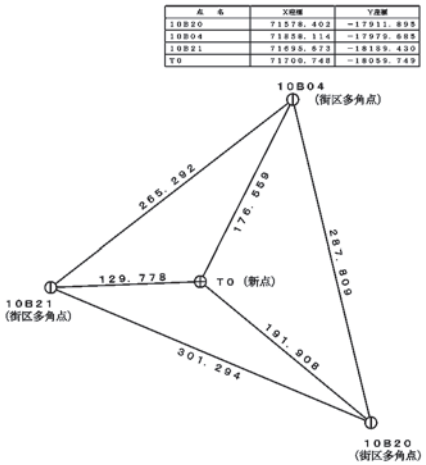

三辺法による平均図（須坂）

8. 三辺測量法は公共測量作業規程等に制限等が明示された公式や計算方法がないが、計算過程を明確にし、簡単に理解できる絶好な範例が「**三訂教程基準点測量　斉藤博、高嶋重雄著　山海堂**」に示されているのでこの計算書式方法を参考に観測方程式による厳密網平均計算処理プログラムをエクセル上に作成した。
9. 厳密網平均計算の最大の弱点は、正確な仮定座標の決定にあり、複雑な S-T 計算や与点と与点から新点の水平角を観測して仮定座標値を求めていたが、今回の計算処理においては、二円交点のフリーソフト（**2 円交点計算書 Ver.1.08　川口利雄氏**）を利用し最確値に出来るだけ近い仮定座標値を求める工夫がしてあり平均計算処理に掛かる負担が小さく簡単に新点の座標値を求めることが出来る。
10. このプログラムは与点成果と測距の成果のみで計算できるので手簿・記簿を分離することなく投影・縮尺補正が一連で処理できる多角測量第 23 号用紙・公共測量第 3 号用紙等を利用すれば成果処理も簡単に行なえ距離の投影補正（楕円体高)･縮尺補正プログラム（Ver.1.02　三原　雅）を添付してありますので簡単に座標平面上の距離が求められる。

三辺法プログラムの利用法

別提の実践プログラム・実例集の三辺測量法の厳密網平均プログラムは可能な限り簡易な方法で今までの検討課題をほぼ満足する計算書式をエクセル上に作成公開してある。実例集内には手簿記簿・折れ基線計算書・平均図等も添付してある。実践プログラムには使用法と理論概説を加えその観測方法を提示してあり即時に業務対応が可能な状態にしてある。実例集の内容は街区基準点を利用した実践例（須坂）と折れ基線を利用した研修実践例を添付してある。実践プログラム内の解説＋実践版は 1 級基準点相当点を過去に設置した実際例を用いてある。

簡単に使用できるプログラムですから、数多くの方々に利用していただきご批判・感想と共に観測成果の提供をいただき、加え自らの観測成果のデーターを精査検討しより使用しやすく簡易に精度の高い基準点相当点を設置する手法の提案を行ない、筆界点の絶対位置と相対位置を出来るだけ簡単に特定するために、近年設置された数多くの高精度基準点を活用する一手法として考察した。

観測条件

1. 予点と新点間の距離は 250 m 以下で標高差は 25 m 以下
2. 新点位置は与点が作る三角形内から逸脱しない
3. 中心角の精度は 150″ 以内・位置の平均二乗誤差 40 mm 以内（三級基準点相当点は 30 mm を推奨）
4. 折れ基線における間接測距は偏心距離 20 m 以内で観測距離の 1/4 以下とする

5. 折れ基線の計算には本来球面距離、球面角を用いる必要があるが今回それを省略するので上記1～4は厳守のこと
6. 投影補正・縮尺補正は省略しないこと、但し直接の水平距離観測は可能

終わりに

不登第14条の地図は同法第1条の目的を確実に担保すべき仕様にて作成されます。それを補完する地積測量図においては、筆界の絶対位置、相対位置の特定が必要となり土地家屋調査士は今まで以上に権利の客体の具体的位置の担保を担うことになりました。この事は今までと比べて責任が倍化したと言っても過言ではなく、法律的知識の向上だけでなく位置の特定に必要な測量技術の向上を図る必要が生じてきました。

矢の如く測量技術が進歩してゆく中で、多くの物がブラックボックス化し、私を含めた土地家屋調査士が測量技術から遠のいて行く疎外感・憔悴感を深く感じております。この考察とプログラムが我々土地家屋調査士の技術回帰そして使命である筆界の絶対位置、相対位置の特定への一助になればと思っております。

別提の実例集の成果は長野会竹前利一会員が本来業務で街区基準点を実際に利用したものを今回提供して頂きました。投影補正（楕円体高）・縮尺補正のプログラムは同じく三原雅会員から提供を受けました。その他長野会の数多くの会員の皆様からは成果の提供、ご助言を頂きこの考察が完成できましたことをご報告申し上げて感謝の意と致します。

参考文献等

三訂教程基準点測量　斉藤博・高嶋重雄著　山海堂
教程基準点測量　土橋忠則監修　斉藤博・高嶋重雄著　山海堂
2円交点計算書 Ver.1.08　川口利雄
測量誤差の処理法　斉藤暢夫著　日本測量協会
基準点測量　海津優・大瀧茂・後藤勝弘著　山海堂
17条地図利活用マニュアル　福永宗雄著　日本加除出版
平成16年公共測量実態調査報告書（国土地理院技術資料）
国土地理院時報 2003No100
国土地理院時報 2006No109
法務省不動産登記法第17条地図作製等基準点測量作業規程　日本土地家屋調査士会連合会
土地家屋調査士　調査・測量実施要領　日本土地家屋調査士会連合会
地籍調査必携　地籍調査研究会編　地球社
株式会社ニコントリンブル製品カタログ

この計算プログラムは長野土地家屋調査士会長野支部の本年2月研修会で公開し、あと少数の全国の希望者に提供済みであり、今後できるだけ早く何処か公開できる場を探し興味の有る方々に広く公開したいと考えております。

平成19年5月17日

土地家屋調査士のための法律学(8)・最終回

土地家屋調査士の倫理

九州大学大学院法学研究院教授　七戸　克彦

1　調査士倫理規範（案）

昨年（平成18年）8月、日調連会長は、土地家屋調査士・弁護士・大学教授からなる「土地家屋調査士倫理規範検討特別委員会」に対し、「土地家屋調査士倫理規範」の起草を委嘱（諮問）し（平成18年8月15日日調連総発第413号）、同委員会は、同年12月14日、倫理規範の草案（以下「倫理規範（案）」という。）を日調連会長に提出（答申）した。

短期間のうちに草案を起草した委員会の労に対しては、大いに敬意を払うものであるが、しかし、委員の識見をもってしても、時間的制約に由来する限界はあり、今後は、草案の内容にさらなる精査・検討を加え、成案に整える作業が進められることとなろう。

そこで、以下では、草案内容の精査・検討に際してポイントとなる事項を指摘することにより、土地家屋調査士倫理規範の成案策定作業に、いささかなりとも助力したいと思う。なお、連載も最終回の今となって改めて申し上げるような事柄ではないのだが、私は非常に口が悪い。したがって、以下では、現在の草案の内容に対し、批判的な物言いをする個所もあるかもしれない（あると思う）。しかし、それは、よりよい内容の成案結実に向けての建設的意図に基づくものであるゆえ、なにとぞご海容いただきたい。

2　倫理規範制定の背景

ところで、なぜ、今のこの時期に土地家屋調査士の倫理規範を制定する必要が生じたのか。

①その直接の理由は、平成17年不動産登記法・土地家屋調査士法改正により、筆界特定手続関係業務（調査士法3条1項4号～6号）、民間紛争解決手続代理関係業務（同7号～8号）が、調査士の業務内容として新たに加わったためであるが（そして、その中でもとりわけ後者＝境界紛争ADR権限が、調査士の従来の業務とまったく異なる性質のものであることから、この側面における倫理規範をあらかじめ会員に提示しておく必要が生じたためであるが）、もっとも、倫理規範定立の必要性は、②司法制度改革の流れの中で、法律実務家全般に対して要求されているものであり、さらにいえば、③法律分野に限らず、すべての職業専門家集団においても、その職責に対する昨今の国民の期待と信頼に応えるため、倫理規範の制定が積極的に進められている状況にある。

それゆえ、上記委員会も、今般の土地家屋調査士倫理規範（案）の起草に際して、①土地家屋調査士法・同法施行規則、日本土地家屋調査士会連合会会則、土地家屋調査士会会則モデルはもとより、②弁護士職務基本規程、司法書士倫理規範のほか、③日本公認会計士協会倫理規則、日本矯正歯科学会倫理規程をも参照している。

これらの資料を広く参照しようとする基本視点それ自体はよい。しかしながら、時間的制約のためであろう、上記倫理規範制定に関する3つの背景に照らし、収集した資料を、①調査士に固有の倫理、②法律実務家（ないし法務省関係の専門職）に共通の倫理、③およそすべての（法務省関係以外の専門家も含む）職業専門家の一般倫理に分類・整理したうえで、これを草案に体系的な形で反映させる処理が、必ずしも十分ではない。

(1) 職業専門家の一般倫理

まず、最も広い一般的視点であるところの、職業専門家全般に要求される一般倫理に関していえば、上記のように、委員会は、「日本公認会計士協会倫理規則」と「日本矯正歯科学会倫理規程」の2つを参照している。

だが、なぜ医療関係の倫理の中から、よりによって「日本矯正歯科学会倫理規程」だけが選ばれているのか、私にはどうもよく分からない。同「倫理規程」は、昭和56年9月23日制定、平成10年2月20日改正という比較的古いものであり（ちなみに、格調高くあるべき前文の書き出しが、「歯科医師法、医療法があるにもかかわらず、そのうえさらに倫理規程を作ることについて疑問をもつ人もあろう」と始まるのには、思わず吹き出してしまった）、これを参照するのであれば、より新しい、日本医師会「医の倫理綱領」（平成12年2月）・「医師の職業倫理規則」（平成16年2月）や、日本看護協会「看護者の倫理綱領」（平成15年8月。旧「看護婦の倫理規定」（昭和63年）を改訂）も当然に参照すべきだったろう。

一方、「日本公認会計士協会倫理規則」（平成12年7月6日。旧「紀律規則」（昭和25年）を改訂）の参照は必須であるが、その他の専門職倫理に関する参照がないのは、いかにもさびしい。

何といっても、政令であるところの「国家公務員倫理規程」（平成12年3月28日政令第101号、最終改正・平成19年3月28日政令第68号）は、参照してほしいところである。

また、近接業界団体である日本行政書士会連合会の動向にも注目しておきたい。日行連では、すでに「行政書士会員の倫理綱領」（昭和51年11月）を2度にわたって改訂しているが――「行政書士倫理綱領（改訂版）」（昭和61年7月）、「行政書士倫理綱領（改訂2版）」（昭和63年4月。ちなみに、この改訂2版は、国語学者・金田一春彦先生が監修したそうである）――、昨年1月には、同綱領の具体化規定として「行政書士倫理」を制定している（平成18年1月19日日行連理事会承認）。

さらに、日本建築士会連合会も、平成17年に「建築士会会員倫理規定」を制定し（平成17年9月15日理事会承認）、日本不動産鑑定協会も、平成18年に新「倫理規程」の制定と「懲戒規程」の改正を行っている（平成18年3月22日理事会承認）。

さて、ここまで参照すれば、今般の土地家屋調査士の倫理規範策定に向けての動きが、専門家の倫理規範定立の一般的潮流の中にあって、かなり出遅れていることが分かるであろう。

(2) 法律専門家の一般倫理

一方、今般の土地家屋調査士倫理規範（案）の起草に際して、委員会は、もっぱら「弁護士職務基本規程」と「司法書士倫理規範」を参照したように見受けられる。

倫理規範の基本的骨格につき、同じ法律専門職に関する先行規範を参照することそれ自体は、むしろ適切な処理ではある。

しかしながら、それが単純なる条文の敷き写し（平行移動）に尽きるものであってはならない。

というのも、第1に、上記弁護士・司法書士の倫理規律もまた、完全なものではない。これら先行する規律においては、とりわけ一般的な倫理に関する規定が、上述したような職業専門家全般に共通のものであるとの広い視野に立脚して立案されていない。その結果、これらを参照して起草された調査士倫理規範（案）「第1章　基本倫理（1条～8条）」部分もまた、同様の今日的視点の欠如を引き継いでしまっている。

第2に、同じ法律専門家であっても、弁護士・司法書士には、調査士にはない業務領域に由来する固有の倫理が存在するところ、調査士倫理規範（案）においては、この点に関する分析・整理を行うことなく、弁護士・司法書士の倫理規律を、ただ単純に調査士倫理に平行移動させてしまっている個所がある。

第3に、上記とは逆に、土地家屋調査士には、弁護士・司法書士にはない特有の業務内容を対象とする固有の倫理も存在すべきところ、倫理規範（案）は、弁護士・司法書士の倫理をそのままスライドさせている結果、調査士に独自・固有の倫理の部分につき、欠損が生じている。

そこで、以下では、第2・第3の点との関係で、今般の調査士倫理規範（案）がもっぱら参照したところの「弁護士職務基本規程」「司法書士倫理規範」の制定経緯ならびにその内容につき、若干詳しく説明しておこう。

(a) 弁護士倫理

弁護士法56条は、「弁護士及び弁護士法人は、〔①〕この法律又は〔②〕所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、〔③〕所属弁護士会の秩序又は信用を害し、〔④〕その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける。」（〔 〕内は引用者。以下同様）旨を規定し、②との関係で、弁護士会（単位会）の会則中に「弁護士道徳その他会員の綱紀保持に関する規

定」（同法 33 条 2 項 7 号）の設置を義務づけている。

一方、「日本弁護士連合会会則」（昭和 24 年 7 月 9 日）中にも、「第 2 章　弁護士道徳（10 ～ 16 条）」の規定が設置されているが、しかし、この章は、他業種の定める倫理規律にいう「倫理綱領」に相当する一般的・抽象的な訓示規定にすぎず、具体性に乏しい。

そこで、昭和 30 年、全 7 章 35 箇条からなる（旧々）「弁護士倫理」が制定され（昭和 30 年 3 月 19 日日弁連理事会承認）、その後 20 年を経た平成 2 年に、8 章 61 箇条からなる（旧）「弁護士倫理」に全面改正された（平成 2 年 3 月 2 日日弁連臨時総会決議）。旧々「弁護士倫理」と旧「弁護士倫理」の違いは、前者の制定方式が理事会決議であったのに対して、後者については、弁護士の総意をもって確認し宣明した倫理であることを明らかにするため、総会決議という制定方式が採用された点にある。ただし、その法的性質ないし位置づけに関しては、「外的強制の基準又は懲戒事由の規定化としてではなく、個々の弁護士が職務の遂行に際して依拠すべき倫理的行動指針」とされ、「弁護士倫理」の規定違反が直ちに懲戒事由とはならない旨の取扱いが確認された。

だが、その後、平成 13 年弁護士法改正による弁護士法人制度の創設、平成 15 年弁護士法改正（平成 15 年 7 年 25 日法律第 128 号「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」）による報酬規定の撤廃、日弁連の綱紀委員会の法定化・綱紀審査会の新設等を受けて、旧「弁護士倫理」に代えて、新たに全 13 章 82 箇条からなる「弁護士職務基本規程」が制定されるに至る（平成 16 年 11 月 10 日日弁連臨時総会決議、平成 17 年 4 月 1 日施行）。

旧「弁護士倫理」と現行「職務基本規程」の違いは、前者が、各弁護士が自主的・自律的に遵守すべき道徳規範であったのに対して、後者は、国民に対する信頼確保のため「会規」として制定することとし、会則を改正して「職務基本規程」の根拠規定を設置することで（会則 16 条）、その違反を前掲弁護士法 56 条 1 項中②の会則違反に該当するとした点にある。

(b) 司法書士倫理

司法書士法 47 条・48 条は、司法書士・司法書士法人が「〔①〕この法律又は〔②〕この法律に基づく命令に違反したとき」に懲戒を受ける旨を規定しているが、同法は、司法書士の連合会・単位会の会則の遵守義務についても規定しているから（23 条）、会則違反は上記 47 条・48 条①の懲戒事由に該当することになる。

一方、同法は、単位会の会則中に「会員の品位保持に関する規定」の設置を義務づけており（53 条 4 号）、各単位会の会則中には、「品位保持」の章下に、①「品位の保持等」・②「非司法書士との提携禁止」・③「違法行為の助長の禁止」・④「利益享受等の禁止」・⑤「依頼を受けることのできない業務」・⑥「係争目的物の譲受」・⑦「不当誘致行為の禁止」・⑧「広告」に関する 8 箇条が設けられている。

だが、平成 15 年の司法書士法改正により簡裁訴訟代理等関係業務が認められた結果、この新たな業務内容をも含め、司法書士の業務全般につき、全国一律の倫理基準を定立する必要が生じたことから策定されたのが、「司法書士倫理」（平成 15 年 6 月 19 ～ 20 日第 64 回日司連定時総会決議・議案第 9 号）であった。

なお、この「司法書士倫理」は、前記旧「弁護士倫理」を参考に策定されたものであり、その法的性質ないし位置づけもまた、旧「弁護士倫理」と同様、各司法書士の自律的な行動指針・道徳規範であって、その違反が、直ちに上記単位会の会則違反となり、司法書士法の定める懲戒事由と評価されるものではないとされている（それゆえ、この規律は、一般に司法書士倫理「規範」と呼ばれる）。

(3) 土地家屋調査士固有の倫理

すでに触れたように、今般の調査士倫理規範策定の直接の動因は、民間紛争解決手続代理関係業務が、調査士の業務内容として新たに加わったためであり、この事情は、上記司法書士倫理規範が策定された背景事情（簡裁訴訟代理等関係業務の承認）と類似している。

しかしながら、倫理に関する総合規定を制定する際には、調査士の従来からの業務内容である調査・測量業務や、表示に関する登記の申請代理関係業務に関する調査士に固有の倫理についても、規定の充実が必要となってくる。

(a) 章立て・条文配置

この点との関係で、第 1 に問題となるのが、倫理規範の章立てないし条文配置である。この点に関して、前記「司法書士倫理」規範の章立ては比較的よくできており、旧「弁護士倫理」を参照して作られ

た総論的な規律(第1章～第6章)の後、司法書士に固有の個々の業務に関する各論的な規律が順次配列されている（第7章が不動産登記手続、第8章が商業・法人登記手続、第9章が供託手続、第10章が裁判手続等、第11章が成年後見、第12章がその他の職務)。

それゆえ、調査士に関する倫理規範に関しても、総論的規律の章の後、調査士法3条1項が列挙する順番に、調査士の携わる業務の種類――①調査・測量業務（調査士法3条1項1号、6号)、②登記申請代理関係業務(2号～3号、6号)、③筆界特定手続代理関係業務（4号～5号、6号)、④民間紛争解決手続代理関係業務(7号、8号）――ごとに各論的な章立てを行うべきところ、目下の倫理規範(案)の各論的規律部分の章立ては、①調査・測量業務に関する第5章の後、第6章に③筆界特定手続と④民間紛争解決手続とを一括して規定し（両者の倫理はまったく異なるものであるから、同一章下に一括的に規定するのには疑問が残る)、続く第7章に土地家屋調査士法人の倫理が配置された後(これは総論部分の章下で規定されるべきものである)、続く第8章において、筆界調査委員・公務員等としての取扱事件、民間紛争解決手続調停委員、裁判における鑑定、審査請求手続に関する規定が「その他の職務における規律」の章名の下に集合されている（これらは、上記調査士法3条1項各号の順番に照らして再配置可能なものである)。

(b) 条文内容・解説

また、個々の条文の規定する具体的な内容も、前記「司法書士倫理」や「弁護士職務基本規程」の条文をそのまま平行移動させたものが多く、調査士が現に直面している倫理問題に対して適切な解答を与えるものとなっていない部分がある。

この点は、委員会が答申書「参考資料」として付した倫理規範(案）の逐条解説においても同様で、解説の内容は若干抽象的で、条文の側を読んで具体的な行動指針を把握できない調査士が、この解説を読んだところで、依然として直面する倫理問題に対する具体的な対応策を見出せない、といった事態がおそらく生じてこよう。

それゆえ、この点との関係では、第1に、個々の条文の内容を、目下調査士が直面し、あるいは今後直面することが予想される倫理問題に適切に対応できるような具体的内容に整える必要がある。第2に、逐条解説の内容に関しても、一般的・抽象的な説明にとどまらず、それに加えて、当該規定との関係で問題となる具体的事例を、過去の懲戒事例その他を用いて例示し、個々の調査士の業務の具体的行動指針となるような内容の充実化を図るべきである。

なお、繰り返しになるが、私は、今般の倫理規範(案)策定に関する委員会の尽力を高く評価するものであり、その努力の成果をぶち壊すような提言をするつもりは、まったくない。今回の委員会の努力なかりせば、先に述べたように、調査士は、自己の倫理の定立に関して、他の職業専門家から大きく立ち後れたままの状態でいたはずである。しかし、せっかくここまでのものが原案として策定された以上は、他の職業専門家と単に同程度のものを作るというだけでは、もったいない。ここまでくれば、司法書士倫理よりも弁護士倫理よりも行政書士倫理よりも、あるいは日本医師会の倫理規則よりも充実した倫理規範を策定することは、さほど困難なことではない。先行する他の職業専門家の倫理に単に追いつくというだけでは、足りぬ。追い抜き、はるかに優れた倫理規範を定立することに、目標を設定したい。同職以外の者が余計な口を差し挟むべき事柄ではないが、しかし、調査士職の誇りにかけて、志は高くもつべきである。

3　具体的行動指針の策定

以下、倫理規範(案)を成案に整えるに際しての私案を参考までに述べるならば、まず、全体の章立てに関しては、①冒頭の「綱領」の配置の後、②調査士の業務全般に共通する倫理(総論)、次に、③調査士法3条1項の定める4種類の業務に関わる倫理(各論)を配置し、④最後に、個々の調査士の行動指針・努力目標である旨の条文を置く、計4編構成がよいであろう(ただし、具体的に「第1編」「第2編」……とった編名に拘泥する必要はない)。

このうち、④に関しては、弁護士職務基本規程のように、会則(調査士の場合には各単位会の会則)に組み込み、その結果、違反を直ちに調査士法の懲戒事由（会則違反）とすることには、抵抗が大きいであろう。それゆえ、まずは、旧「弁護士倫理」ならびにこれを参照した現行「司法書士倫理」規範と同様、各調査士が自律的に遵守す

べき行動指針として、一刻も早い成立を最優先とすべきである。日調連の方針も同様であり、制定手続に関しても、旧「弁護士倫理」・現行「司法書士倫理」規範と同様、日調連総会での決議による会員全員での宣言(宣明)の形式が考えられている。ただし、調査士は、決してこの段階で甘んじてはならない。将来的には、自己の倫理を、弁護士倫理と同様あるいはそれ以上の地位まで引き上げることにより、調査士に対する国民の信頼の確立・維持を図ることを、常に考えておく必要がある。

一方、①「綱領」に関しては、弁護士倫理・司法書士倫理に限らず、日本医師会「医の倫理綱領」その他広く職業専門家の倫理綱領を参照し、職業専門家全般の倫理綱領の模範となるような綱領を策定すべきである(もっとも、行政書士の倫理綱領のように、高名な国語学者に格調高い日本語を修文・揮毫(?)してもらう必要はないであろう)。

また、②の一般的倫理、③の個別業務に関する倫理については、すでに述べたように、一方において、他の法律専門家(弁護士・司法書士)に求められている倫理と足並みを揃えながらも、他方において、調査士に固有の倫理問題に適切に対処できるような内容に、規定を整えるべきである。

そこで、この点に関する作業のポイントを示すならば、以下のようになる。

(1) 事例の収集・類型化

まず、第1に、過去の調査士の懲戒事例を収集し、これを倫理違反の種類ごとに整理・分類する。とくに、上記②の一般的倫理に関しては、弁護士・司法書士と共通する面があることから、弁護士・司法書士の懲戒事例も大いに参考になるだろう。③の個別業務に関わる倫理の中でも、民間紛争解決手続代理関係業務のような新しい業務に関しても、同様である。さらに、調査士に対する国民の信頼との関係では、調査士の倫理をめぐる新聞報道等(【資料1】)も見逃せない。

一方、以上の事例の整理・分類に際しては、調査士法42条・43条の懲戒事由が、調査士法違反、会則違反の順であるから、それぞれの規定の順番(会則違反に関していえば、日調連会則モデル「第9章　業務執行及び品位保持(87条～104条)」の条文配列順)に整理していくのがよいであろう。

さらに、その際には、本年(平成19年)5月に発出された「土地

【資料1】近時10年間における土地家屋調査士の倫理関係の新聞報道

【1】	朝日新聞1997年7月18日朝刊(地方・新潟)	詐欺容疑で行政書士〔土地家屋調査士〕を逮捕　三条署／新潟
【2】	朝日新聞1997年11月28日朝刊(地方・群馬)	国土法違反の疑いも　○○市議〔土地家屋調査士〕購入の特養ホーム予定地／群馬
【3】	朝日新聞1998年3月7日夕刊(全国・社会)	書類審査制狙う？　虚偽の登記で申請　住宅公庫融資詐取／大阪
【4】	朝日新聞2003年12月8日朝刊(地方・愛媛)	産廃処理場巡り、1億4000万円詐取　容疑の3人逮捕／愛媛
【5】	朝日新聞2003年12月28日朝刊(地方・愛媛)	詐欺容疑「逮捕は不当」　Aさん〔土地家屋調査士〕、釈放され会見／愛媛
【6】	朝日新聞2004年6月10日朝刊(地方・静岡)	公図一部改ざん、容疑者〔補助者〕を逮捕　静岡市／静岡
【7】	朝日新聞2005年5月19日朝刊(地方・長崎)	○○町前議長〔土地家屋調査士〕、登記書類を偽造　町から委託料／長崎県
【8】	朝日新聞2005年6月2日夕刊(西部・社会)	登記書類偽造、前町議長〔土地家屋調査士〕を逮捕　長崎、詐欺容疑など
【9】	朝日新聞2005年8月11日朝刊(地方・長崎)	○○町前議長〔土地家屋調査士〕に懲役2年を求刑　登記書類偽造詐欺／長崎県
【10】	朝日新聞2005年9月29日朝刊(地方・長崎)	○○町前議長〔土地家屋調査士〕に有罪判決　登記書類偽造／長崎県
【11】	朝日新聞2006年11月7日朝刊(地方・静岡)	隣地と境界確認、無資格で手続き　県警、3容疑者逮捕／静岡県
【12】	朝日新聞2006年11月22日朝刊(地方・静岡)	土地家屋調査士業務を肩代わりさせる　富士宮、容疑者を逮捕／静岡県
【13】	朝日新聞2007年3月3日朝刊(地方・山形)	○○町が売った山林、測ったら3分の1　「ずさん測量で損」都内の会社が提訴／山形県
【14】	毎日新聞インタラクティブ2007年6月8日15時2分配信	〈職務上請求書〉土地家屋調査士が偽造　女性情報を不正取得
【15】	朝日新聞2007年6月30日朝刊(地方・埼玉)	土地名義変更、面積1割過小に登記　○○市、測量せず交渉・契約／埼玉県

家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令」（本年７月１日施行）「別表」（【資料 2】）も参考になろう。

なお、土地家屋調査士の懲戒事例に関しては、連合会・各単位会に資料がある。一方、弁護士・司法書士の懲戒事例に関しても、それぞれの連合会の会報に掲載されているほか、それらを整理・分類した解説書も数多く刊行されていることから、それを参照するのも有益であろう。そこで、以下では、残る新聞報道に関して、【資料 1】掲記の事例につき、【資料 2】の訓令「別表」を参照しつつ、倫理違反の類型化を行うことにする。

(a) 文書偽造等

まず【資料 2】①の公文書または私文書偽造の事案としては、土地家屋調査士の資格を有する町議会議長が、町から町有地の分筆の登記業務を受注し、実際には登記手続をしていないにもかかわらず、登記済証副本を偽造して町に提出し、報酬約 146 万円を詐取した事件がある（【7】【8】【9】【10】）。なお、この事案における調査士は、⑩の受託事件の放置の結果、せっぱ詰まった末に、①の公文書偽造に走ったものである。

(b) 非調査士等との提携の禁止

一方、【資料 2】②「名義貸し又は他人による業務の取扱い」は、各単位会の会則では 89 条（非調査士等との提携の禁止）違反に該当するが、新聞報道に現れた事案としては、無資格の測量会社に職印を貸与して筆界特定手続を行わせ、月に数十万を受け取っていた例がある（【11】【12】）。

(c) 職務上請求用紙の不正使用

この非違行為（【資料 2】③）に関しては、【14】の事件が記憶に新しい。多くの場合、不正使用の目的は、戸籍情報を名簿屋やヤミ金融に提供するケースであるが、その点、【14】の事件は、個人的な怨恨に近い感情に基づく、かなり特異な例である。

(d) 報酬の不正受領

この非違行為（【資料 2】⑤。なお、この行為類型は⑩受託事件の放置を包摂している）に関する事案としては、農地の宅地への転用

【資料 2】土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令（平成 19 年 5 月 17 日付法務省民二訓第 1082 号）
別表（第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）（①②……は引用者）

	違反行為		懲戒処分の量定
①	公文書偽造又は私文書偽造	刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 155 条又は第 159 条の規定に該当するもの	2 年以内の業務の停止又は業務の禁止
②	名義貸し又は他人による業務の取扱い	自己の名義において、他人に業務を行わせたもの	
③	職務上請求用紙の不正使用等	戸籍謄本等職務上請求用紙を目的以外に不正に使用したもの及び戸籍謄本等職務上請求用紙を用いて取得した戸籍謄本等を目的以外に不正に使用したもの	
④	業務停止期間中の業務行為	業務停止期間中に業務を行ったもの	
⑤	報酬の不正受領	受託した事件を正当な事由なく履行せず報酬を受領するなど報酬を不正に受領したもの	
⑥	登記申請意思確認義務違反又は本人確認義務違反	登記申請人の申請意思確認又は本人確認を怠ったもの	
⑦	現地確認義務違反又は筆界確認義務違反	不動産の表示に関する登記の申請をする場合において、現地確認又は筆界確認を怠ったもの	戒告又は 2 年以内の業務の停止
⑧	不当誘致行為	不当な手段を用いて業務の誘致を行ったもの	
⑨	補助者の監督責任又は未登録補助者の使用	補助者の監督責任を問われたもの又は未登録の補助者を使用したもの	
⑩	受託事件の放置	受託した事件を正当な事由なく履行しないもの	
⑪	受任拒否	正当な事由なく依頼された事件の受託を拒否したもの（簡裁訴訟代理等関係業務及び民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）	戒告
⑫	会則違反	土地家屋調査士会の会則に違反したもの	
⑬	業務外行為	業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの	戒告、2 年以内の業務の停止又は業務の禁止

手続を依頼された行政書士が（この行政書士が調査士の資格も有している旨の報道からすれば、地目変更の登記手続も依頼されていたようである）、報酬約100万円を受領したまま、手続をせずに行方をくらました事件がある（【1】）。

(e) 現地確認義務違反

暴力団幹部らが自宅の新築を装い、住宅金融公庫から約2億円の融資金を詐取した事件（【3】）は、「鍵を忘れて入れないが、内部は完成している」などと偽って調査士に建物完成の登記を代行させた事案であり、【資料2】⑦のうち、現地確認義務違反に問われる可能性のあるケースといえよう。

(f) 補助者の使用・監督責任

【資料2】⑨の補助者に関する事案としては、市道認定の手続のため権利関係の調査を行っていた補助者が、地権者が大勢いて面倒になり、登記所備付の公図に虚偽の筆界線を書き入れるなどして改ざんしたうえ、地積測量図1枚を盗み、無印公文書偽造・同行使と窃盗の疑いで逮捕された事件がある（【6】）。この場合、調査士は、会則103条の定める補助者の使用責任を負うことになる。

(g) 会則違反

【4】は、産業廃棄物処分場を購入した買主に依頼され、購入前からすでに容量を超える廃棄物が埋め立てられていたとする虚偽の測量結果を作成し、売主から廃棄物処理費として1億4000万円をだまし取ったとして、詐欺容疑の共犯で調査士が逮捕された事件であり、この調査士は、最終的には不起訴処分（起訴猶予）とされたが（【5】）、少なくとも倫理的な側面での問題は残されているように思われる。

【13】は、町が所有していた山林を3500万円で購入した会社が、町の測量がずさんで、登記簿上は150万平方メートルだったのに、実際に測量してみると3分の1以下の43万平方メートルで、1000万円の価値しかないとして、同町を相手取り2500万円の損害賠償を求めた事件であるが、この山林は、町が民間に売却する際、土地家屋調査士に委託して測量したものであったという。

【15】は、土地開発公社が、市からの業務委託契約に反し、都市計画道路用地として購入した1億4600万円で購入した畑769,99平方メートルを、勝手に市に名義変更し、地積についても「696平方メートル」と、実際より73,99平方メートル（売買価格約1400万円分）少なく登記していた事件であり、公社は、土地購入前に測量を行わず、測量図がないことも判明した。これに対して、公社側は、土地購入の判断材料につき求積図を用いたと説明しているが、ところが、この求積図には土地家屋調査士の名前と押印はあるものの、日付が記入されておらず、市関係者からも「公文書として信頼性に欠ける」という指摘が出ているという。

新聞報道のみからでは事実関係がはっきりしないが、前記【4】と同様、【13】【15】の調査士に関しても、現地確認義務（【資料2】⑦）あるいは調査・測量業務関連の倫理違反が問題となってくる可能性がある。もっとも、日調連モデルに基づく各単位会の会則には、これらの具体的非違行為を直接規定した条項はなく、結局、懲戒事由となる会則違反（【資料2】⑫）の根拠条文は、会則87条の品位保持義務か、あるいは92条1項の業務の取扱いにおける法令等の遵守義務という一般条項に求められることとなろう。しかし、このような漠然とした規定では、調査士の具体的な行動指針とはなりにくい。倫理規範の成案策定に際しては、こうした先行事例を類型化・分類したうえで、これに即応する形で、行為規範としての具体性をもった条項を起草してゆくべきである。

(h) 業務外の非違行為

【資料2】⑬「業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの」の典型例として思い浮かぶのは、飲酒運転による事故や痴漢といった事案であるが、しかし、懲戒の対象を「刑事罰」の対象となる行為に限定するのは、若干狭いように思われる。というのも、新聞報道等では、特別養護老人ホームの建設予定地として土地を購入した市議が、国土利用計画法が定める県への届け出をしなかった事案（【2】）において、この市議が調査士資格を有しており、同法に詳しいことが、非難の対象となっているからである。

(2) 個々の条項の文言起案

さて、以上のような形で、調査士の倫理が問題となる具体的事案の収集と整理･分類が行われれば、後の作業は比較的簡単であり、当該事案を念頭に、それが2度と起こらないよう明確かつ具体性をもった表現で、個々の条項の文言を整えてゆけばすむ話である。

一方、個々の条文に関する逐条解説もすこぶる簡単であって、当該条文が規律対象として想定した

ところの、過去の懲戒事例を列挙すればよい。そして、むしろ、そのほうが、当該条文につき、抽象的な説明を加えるよりも、より明確で具体性をもった行動指針として、読み手に伝わるはずである。これは、要するに、判例・先例付きの六法と同様の解説を行う要領であって、現に、弁護士職務基本規程の解説書などでも、そのような体裁をとるものがある。

4　補論・懲戒処分の公表

すでに触れたように、今般策定される調査士倫理規範は、あくまでも各調査士が自発的・自律的に従うべき「行動指針」ないし「努力目標」（倫理規範（案）67条）であって、それが会則に組み込まれ、その違反が直ちに調査士法42条・43条の懲戒事由（会則違反）であると評価される構造にはなっていない。ただし、倫理規範（案）67条の章名「第9章　解釈適用指針」からすれば、倫理規範は、会則違反に該当するか否かの判断に際しての具体的解釈指針としては機能する。

ともあれ、このような構造ゆえに、今次の倫理規範の制定は、各単位会の会則の改正をもたらすものではないが、以上とはまったく別個の論点として、現在の会則に基づく懲戒処分の公表の方法・内容に関して、単位会により不統一が見られるので、最後にこの点に関して若干コメントしておく。

調査士法42条・43条に基づき法務局長・地方法務局長が行った懲戒処分は、官報をもって公告される（調査士法46条）。この公表制度は、平成13年3月30日閣議決定「規制改革推進3か年計画」を受け、平成15年調査士法改正により導入されたものである。

他方、同じく「規制改革推進3か年計画」に基づく平成15年改正により、単位会の会則の必要的記載事項として「調査会及び会員に関する情報の公開に関する規定」が要求されることとなり（調査士法48条9号）、各単位会は、会則中に「第11章　情報の公開」（111条）の規定を設置し、公開内容に関しても「情報公開に関する規則」「情報公開に関する細則」を制定することとなったが、同規則の定める公開内容の中には、調査士法42条・43条の懲戒処分も含まれている（規則3条6号・4条7号）。

ところが、この懲戒処分の公開の方法ならびに公開される具体的内容は、単位会ごとに異なっており、そのため、処分を受けた調査士間に不平等が生じている。

(1) 公開方法

会則111条に基づく情報公開の方法は、①単位会の掲示板に掲示する方法か、②単位会が運営するインターネット上のホームページに掲載する方法の、いずれかにより行われる（規則5条）。懲戒処分の公開につきどちらの方法を採用するかは、各単位会の決定に委ねられているが、たとえば香川会は、①調査士会の掲示板において公開するものとしている。

(2) 公開内容

一方、ホームページ上の公開の方法をとる単位会においても、公開内容に関しては、①官報の当該個所をそのまま転載するもの（埼玉会・千葉会・神奈川会など）、②法務局長・地方法務局長の懲戒処分書中、主文のみを抜粋して掲載するもの（長野会など）、③主文のみならず事実・理由を含め懲戒処分書の全文を掲載するもの（札幌会・東京会・福井会・岡山会など）のほか、④会則111条・規則3条6号に基づき開示する旨の単位会作成の文書を掲載するもの（岩手会）や、⑤会員名簿（一覧）の中に「調査士法42条の処分に関する事項」という欄を設けてあるもの（山口会）もある。以上のうち、処分の対象となる事実および理由に関する開示があるのは②のみであり、他は単に処分の結果だけが公表されるにすぎない。

こうした調査士間の不平等を防止すべく、規則には、懲戒処分については、連合会に公開を委託することができる旨の規定が設置されているのであるが（規則6条）、しかしながら、現時点において、この制度を利用している単位会は存在していないようである。

調査士間の平等性を担保するためには、全単位会において同時一斉に連合会への公開委託を決議する必要が生じてこようが、今般の倫理規範の策定は、これを行う絶好の契機となるかもしれない。

なお、弁護士および司法書士においては、懲戒処分の公表は、いずれも連合会において行われている。ただし、(1) 公開方法に関しては違いがあり、日弁連にあっては、連合会誌への掲載にとどまり、ホームページ上の掲載は行われないのに対して、日司連にあっては、連合会誌・ホームページの両方での掲載がなされている。もっとも、(2) 公開内容に関しては、日弁連・日司連ともに、主文のみならず事実・理由も含めた全文が掲載されている。

団体定期保険加入者募集

最高保険金額は 2,000 万円（災害死亡時3,000 万円）の保障。
配当の還元もあり（H18 年還元率 34.6%）とても有利な制度。
未加入の方は是非、この機会に加入されますようお願いいたします。

（財務部）

平成 20 年度の団体定期保険の加入時期となりました。

昭和 45 年から実施してまいりました「日調連団体定期保険共済制度」も、38 回目の更新を迎えることになります。

不慮の事故を中心に充実した保障が得られ、事務所が補助者のために負担した保険料は全額必要経費になりますので、事務所の福利厚生制度としても最適です。

未加入の方は、これを機会に是非加入されますようお勧めいたします。

〈この制度は〉

① 土地家屋調査士だけが利用できる独自の団体保険共済制度です。
② 安い掛金で大きな保障が得られます。
③ 契約は 1 年ごとに更新となりますので、その都度必要保障額を設定することができます。
④ 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金は、配当金としてお返しします。（H18 年度　配当率 34.6％）
⑤ 加入時の診査もなく、手続きが簡単です。
⑥ 一般の生命保険と同様に税法上の特典もあります。

〈加入できる方は〉

① 本会会員と補助者および会員が雇用しその業務に従事している方で満 14 歳 6 ヵ月を超え、70 歳 6 ヵ月未満の方（年齢は平成 20 年 1 月 1 日現在のもの）
② 現在健康で正常に就業、勤務されている方。

〈加入できる額は〉

1 口 100 万円が基本となっていますが、加入できる口数は、次の①～④の各口数です。

① 満 14 歳 6 ヵ月を超え 60 歳 6 ヵ月までの方は、2 口、3 口、5 口、7 口、10 口、15 口、20 口
② 満 60 歳 6 ヵ月を超え 65 歳 6 ヵ月までの方は、2 口、3 口、5 口、7 口、10 口
③ 満 65 歳 6 ヵ月を超え 70 歳 6 ヵ月までの方は、2 口、3 口、5 口
④ 満 70 歳 6 ヵ月を超え 75 歳 6 ヵ月までの方は、2 口、3 口（継続加入者に限ります）

〈保険期間は〉

平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日です。以降毎年更新し継続します。

〈加入と保険金額変更の手続きは〉

1 月、4 月、7 月、10 月の各 1 日付けで年 4 回取り扱います。

◆　新規加入（増口・減口）を希望される方

「土地家屋調査士団体定期保険制度」のご案内と「日調連共済制度連絡票」（FAX 用紙）を各調査士会から配布しますので、保険会社と連絡したいときは、FAX にて所属の調査士会へ「連絡票」を返送してください。この「連絡票」により加入手続き等のご案内をいたします。

取扱保険会社　日本生命・明治安田生命・住友生命

会長レポート

7月16日～8月15日

Report

7月16日

新潟県中越地方で大震災との報道。新潟会の田代会長、上田名誉会長に連絡、会員の安否等について問い合わせたが、夕刻現在では連絡の取れた被災地の会員には、家屋の損傷等はあるものの、人身に関わる被災はない模様とのこと。連合会の災害対策本部設置を指示。

17日

下川・横山・小林の各副会長、瀬口専務、竹谷常務、関根総務部長に緊急に集まって頂き、『平成19年新潟県中越沖地震』と命名された今次の震災に対応するため新潟会に『新潟県中越沖地震現地対策本部』の設置を確認。本部長に田代健太郎新潟会長を指名することのほか当面の支援策など必要な事項について協議し決定した。

18日

社団法人全国国土調査協会 第46回定例総会

地籍調査事業を推進している全国国土調査協会（会長宮下創平前衆議院議員）の総会には毎年出席させていただいている。（協会の小笠原常任理事には京都シンポジウムでもパネラーをお願いし、地籍調査の現状や展望をお話いただいた。）

全国国土調査協会の構成員は全国の自治体であることから、全国各地の首長が出席され、表彰式を含むセレモニー、地籍調査事業の現状報告、事業計画などが審議された。

20日

平成19年新潟県中越沖地震現地視察　ほか

早朝の飛行機で新潟に入り、小林・大星の両副会長、竹谷常務、関根総務部長と合流の後、中越沖地震の現地対策本部が置かれた新潟会の会館へ。田代現地対策本部長ほか役員の皆さんから被災地の概要と現地対策本部の活動について報告を受ける。新潟地方法務局を訪ね本間章一局長と面談、管内の登記所の被災状況、登記事務への影響などをお聞きした。

午後、田代本部長ほか、役員の皆さんと柏崎市を中心に被災現地を調査。数名の会員事務所を訪問したが、多くは事務所の建物や備品が損壊を受け、応急の修復作業をされていたが、幸いけが人等はなかった模様に一安心した。昨年死亡されたという元会員の自宅兼事務所はかろうじて柱・屋根は残っているものの、内部は壊滅状態。近辺の道路や宅地はいたるところで隆起や亀裂が確認され、地震の大きさを改めて感じた。後、新潟地方法務局柏崎支局を訪問、西本暢支局長に登記事務への影響などをお聞きした。

被災者の皆さんの生活や事業の一日も早い復興を願うばかりの一日であった。

21～22日

参議院議員選挙に立候補されている議員連盟の先生方の事務所を訪問、激励させていただいた。

23日

法務省民事局長及び国土交通省土地・水資源局国土調査課長への挨拶

不動産登記法や土地家屋調査士法の大改正で大変なご尽力を頂いた寺田逸郎民事局長が東京高等裁判所に移られ、後任局長に、かつて民事局の第三課長（当時）、秘書課長、司法法制部長などの要職を歴任された倉吉敬・東京高裁判事がご就任された。また国土交通省の人事異動で本間泰造国土調査課長が転任され、石川佳市氏が課長にご就任された。この日は各副会長、専務理事・常務理事と一緒に挨拶にお伺いした。

25日

杉浦正健・元法務大臣来阪

参議院議員選挙候補者の応援に大阪入りされた元法務大臣・杉浦正健先生が大阪土地家屋調査士会館を訪問され、大阪会役員と懇談された。『境界問題相談センター・おおさか』の調停室なども視察いただき、単位会におけるADRの取組みや調査士業務に関する現下の課題等についてもお聞きいただいた。

26日

大阪会 本・支部役委員合同研修会の講師

私の所属会でもある大阪会では、役員改選の年に本会・支部の役員合同研修会を開催している。この日はお話しする時間を頂き、私の役員としての経験などを話させていただくことを通じて、会務への役員としての取組み姿勢について、私の考えの一端を理解いただくよう努めた。また、調査士制度の現状などについても報告させていただいた。制度の充実を目指したボランティアをしていただいている役員の皆さんに改めて感謝。

27～28日

参議院議員選挙立候補者を激励

議員連盟でお世話になっている立候補者の先生方の事務所を訪問。激励させていただいた。

30日

参議院議員会館

今回の選挙で当選された議員先生方の国会事務所を訪問し祝意を表させていただいた。（専務・常務同行）

第２回正副会長会議

事業執行状況の確認と各副会長の担当部門についての意見交換、制度対策本部等の委員候補者についての協議等。

日調連・全調政連・全公連打合せ会

今年は日調連・政治連盟・公嘱協会ともに役員が改選された後の顔合わせ、公益法人制度改革、地籍整備事業の進展などの懸案事項についての問題意識の共有などを目的に三者の正副会長による打ち合わせ会を開催させていただく。政治連盟、公嘱協会の皆さんにも忌憚のないお話をさせていただいた。各副会長･専務理事･常務理事同席。

31日

第１回広報部会に出席

この日前後から各部の部会やPT会議が目白押しとなる模様。広報部会では制度の充実発展の尖兵として戦略的広報活動を展開されることをお願いした。

8月1日

第３回筆界特定業務支援PT会議に出席

このPTでは、代理業務関係を中心に会員の業務支援のための手引書の作成をお願いしている。愛媛大学の和田講師にもアドバイス頂きながらの作業も大詰め。

第２回財務部会に出席

逼迫した状況が続く連合会財務の要として大場部長、岡崎理事が事務局の堀江主任ほかスタッフと様々にシミュレーションして今後の取組みを検討いただいた。

2日

第１回社会事業部会に出席

新設事業部として昨年スタートした社会事業部は今年度、新進気鋭の山田部長の下、地図の整備、ADRの推進、筆界特定制度への対応、公嘱協会関係と公嘱業務全般への対応など、連合会が取り組む公共・公益的事業を担当するセクション。市民社会・国家施策と調査士の制度･業務の接点として情報の収集･分析･提言･実施と、実効性の確保された事業展開と総合力を発揮いただきたいとお願いした。

3日

第１回業務部会に出席

連合会の今年度の最重要課題でもある登記基準点の位置づけや調査測量実施要領の充実、規則93条調査報告書の定着、都市再生街区基準点の利活用等、調査士の日常業務と直結する部門を担当いただく。現地の声をよくお聞きした会務となることをお願いさせていただいた。

8日

正副会長打合せ（第４回常任理事会の対応）

日本司法書士会連合会との懇談会

制度的にも、歴史的にも最も関係の深い団体である日本司法書士会連合会では先の役員改選で佐藤純通氏が会長に選任され、他の役員の多くも交代された。両会の正副会長・専務理事・常務理事を構成員として初の懇談会を開催。規制改革・司法制度改革・オンライン申請など共通の課題について突っ込んだ意見交換をさせていただいた。

8～9日

第４回常任理事会

今年度事業の進捗について各部から報告の後、制度対策本部の組成、研修会の開催、オンライン申請についての対応など、多くの議案を審議・協議した。特に戸籍謄本の不正請求に関する事案については、人権問題・個人情報の保護などの視点のほか、連合会の進めている倫理規範の制定への取組みの面からも、専門資格者の社会的責任を全うする上で最も重要なことのひとつである。今後もこういった事案については厳しい対応をすることを確認。

9日

法務省民事局民事第二課との定例事務打合せ会

常任理事会終了後、法務省民事局民事第二課の小川秀樹課長、村松局付検事、前田・千葉補佐官はじめ職員の皆さんにご出席いただき、連合会常任理事会構成員との定例の事務打ち合わせ会を開催。連合会からは新年度の事業計画とその進捗、要望などをさせていただいた。法務省からは省庁連携の地籍整備に関する取組みの状況とその目指すところ、登記行政の全般にわたっての現状の紹介と解説など、幅広いテーマについて詳細なご説明や政府の方針などをご教示頂く。法務省が表示に関する登記にとても力を入れている様子が伺えた。
なお、9月に予定している全国会長会議に於いて担当者から地図・地籍の整備に関する取組みを中心に現下の法務省の進める諸施策について講演を頂くことをお願いさせていただきご快諾いただいた。

13日

会務打合せ

瀬口専務ほかとオンライン申請に関するヒアリング対応、登記基準点の位置づけについての検討会議の対応ほか、会務執行について打合せ。

社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 業務研修会

「災害からの都市再生―阪神・淡路の震災復興に学ぶ―」

震災被害のニュースが続けざまに舞い込んできています。被害に遭われた方へ、この場を借りて、改めてお見舞い申し上げます。

そんな折、平成19年6月27日に埼玉県さいたま市で「災害からの都市再生―阪神・淡路の震災復興に学ぶ―」と題した研修会が開催されました。

社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会が業務研修会として開催したものです。公開講座として企画されたため、会場には土地家屋調査士だけではなく自治体の方も参加していました。さらに試験的とはいえ、インターネットによる全国中継もなされていました。

第1部　講師　藤原光栄氏
（元兵庫県土地家屋調査士会神戸支部長）
（元日本土地家屋調査士会連合会業務部次長兼研修部次長）

震災直後の写真や当時の新聞記事、そして各種図面類が多数引用され、身近な問題としての震災対応が語られていきます。震災直後、そしてその後に続く復興作業の中で土地家屋調査士がどのような役割を果たしたのか、が語られていきます。

「土地家屋調査士は、地域密着型の業務対応であることなどから、その地域の情報と接し、保有する機会が多く見られます。これらの情報は、社会基盤構築・整備に必要とされる情報であると考えます。」

藤原講師のこの言葉には震災を経験した者だからこその説得力があります。支部や単位会などのネットワークを活用し各会員が保有する情報を集積された結果、より大きな力を発揮することになったようです。

藤原光栄氏

復興の過程においては、復元作業のみならず、「地図のない地域」や「地図混乱地域」への対応にも積極的に取り組まれたようです。

阪神・淡路大震災は「筆界」を考える上でも、色々な問題が提起されました。具体的には、例外的な事例として下記のような取り扱いがなされています。

「地震による地殻の変動にともない広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱う。なお、局部的な地表面の土砂の移動（崖崩れ等）の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う。」

（平成7・3・29民三台2589号民事局長回答）。

自治体の方も聴講していたためか、講演の最後の言葉は下記のとおりでした。

「地図・地籍図の作成・整備へ取り組んでいくことは、防災への対応という観点からも必要とされています。国民の生活基盤・安全対策などのほか、地域の活性化・利活用などの方策検討等々、全ての基礎･基盤となる最重要な情報である、と考察します。

土地家屋調査士は、地域情報を持っています。地域社会と共にあります。人と人の「輪」と「和」。常日頃から関わり、取り組み、広げてきており、それらによっても、速やかな対応を可能としています。」

曽根芳文氏

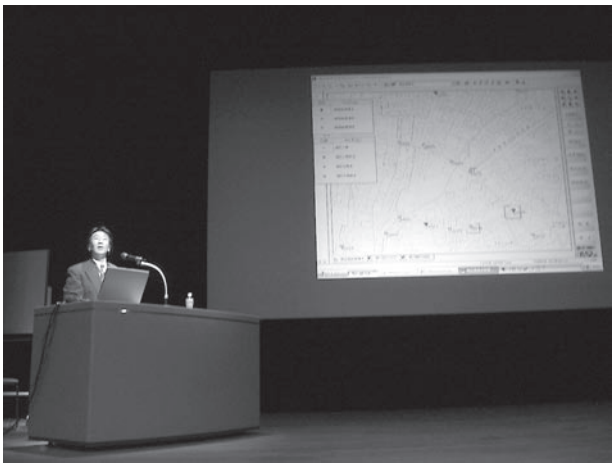
斉藤薫氏

第２部　講師　曽根芳文氏
（元東京土地家屋調査士会法令研究委員会委員）
（社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事）

まず、埼玉協会　斉藤薫社員より埼玉県内の実例を挙げながら、街区基準点測量の解説がなされ、GIS を用いた基準点管理手法の実演も行われました。

引き続き曽根講師により、「境界の管理と基準点の運用」をテーマに、後方交会法を用いた位置参照点システムの提案がなされました。各種実証実験の結果を交えた詳細な説明が続きます。

基準点は道路工事などで常に亡失する危険性を抱えています。特に街区基準点などのように市街地に設置されたものほどその危険性は高くなります。

基準点の利活用そして境界点の維持管理という両面からも、位置参照点システムは一つの解決策かもしれません。

（取材　堀越義幸）

特定認証局の動き

今、一人一人にできる事

日調連特定認証局運営委員会運営委員　廣瀬一郎

あなたは、認証カードをすでにお持ちでしょうか？（右上写真）

私たちはオンライン登記申請に必要な電子証明書（土地家屋調査士電子証明書）を発行する日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下、認証局という。）を自前で運用し、昨年12月に初めての更新を行いました。（認証局の更新については、1月号22ページを参照）

第62回定時総会では、「全国の土地家屋調査士会員が連合会の運営する認証局へ参加し、全会員が認証局の発行するICカードを所有する」と決議され、毎月1000名宛に電子証明書（ICカード）の利用申込書を送付してまいりました。すでに15000名宛に送付しているのですが、返送率は30％前後となっています。現状でのICカードの発行は、5000枚にも満たない状況であります。

これまで数回にわたり、ICカード取得のお願いをしてまいりました。連合会会報を毎月読まれている方は、右上のICカードの写真を見ただけで「また、同じことを書いているな！」と読み流されるかもしれません。以下のページは読み流していただいても結構なので、今一度、お手元にあるはずの連合会から送られた「緑色の封筒」を開封し、利用申込書の返送を宜しくお願いいたします。もし、お手元にない場合には、認証局まで申し出をお願いいたします。

「なぜ、利用申込みが必要なのか？全員取得する必要があるならば、面倒な手続など不要で、ICカードを会員分発行して送付すればいいのではないか」と考える方も居ると思います。

繰り返しになりますが、**電子署名及び認証業務に関する法律施行規則**では、利用申込者の申込みに係る意思を確認するため、利用申込者に対し、その署名又は押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）のある利用の申込書、その他の書面の提出が求められているからです。

また、同施行規則では「利用申込者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと」とあります。これまで数回にわたりお知らせしてきた一番の理由であります。

日調連特定認証局運営委員会（以下、認証局運営委員会という。）では、「なぜ、利用申込書が返送されないのか」を検討してまいりました。一番の理由として考えられる事は、「連合会から送付された利用申込書が開封されていない」事と思われます。また、利用申込がされない原因としては、

1. ICカードの必要性がない（分からない）
2. オンライン登記申請システムに問題がある（分からない）
3. オンラインで申請するつもりがない（書面申請で何の問題もない）
4. 依頼人に住基カード取得の理解が得られない

等が考えられるでしょう。

政府は内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」を設置し、『IT新改革戦略　政策パッケージ』中に【重点的な取組】として次のように目標を設定しています。

国・地方の包括的な電子行政サービスの実現

国民が実感できる実現目標

国民や企業にとって、飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスの実現に向け、国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、利用者ニーズ等を的確に踏まえつつ、フロントオフィスとバックオフィス及びバックオフィス相互間の連携や民間手続との連携を図ることにより、様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える第2世代の電子行政サービス基盤の標準モデルを2010年度を目途に構築することを目指す。また、並行して個人事業主等にとって使い勝手のよい、包括的な電子行政サービス利用に向けたソフトウェア・マニュアル等の策定のための環境

整備を進める。

これらの基盤の確立により、紙ベースの申請に対する電子申請の利便性の飛躍的高まりを国民・企業が実感できる環境を実現し、電子行政サービスが基本の社会の構築を一層推進する。

実現のための方策

2007 年度は国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービス等を実現していく上での課題の抽出と分析を行い、その解決に向けた方向性を整理する。そのため、関係機関・有識者等による検討体制を立ち上げ、現行の申請・届出等に係るオンライン手続の利用状況の把握及び利用者視点に基づく行動フローの分析やニーズの把握を行う。その上で、2008 年度以降、事業化に当たっての個別具体的な課題の抽出と分析を行い、改善すべき点を改めた上、2010 年度を目途に、第 2 世代の電子行政サービス基盤の標準モデル等を構築することを目指す。

（以上、平成 19 年 4 月 5 日「IT 新改革戦略 政策パッケージ」より引用）

このように、時代の流れは「オンライン申請（電子申請）」になりつつあります。これだけを見ても「オンライン申請」への対応は事実上後戻りが出来ない状況にあり、私たち資格者に課せられた義務でもあるのです。

平成 17 年 3 月に約 100 年ぶりの大改正を受けた不動産登記法に「オンライン登記申請」が規定されました。不動産の表示に関する登記申請の 90％以上は私たちが代理人となって申請しています。この「オンライン登記申請」の改善について、仮に本人申請が不動産登記法の建前であったとしても、私たちは実質的な「当事者」です。その当事者が「オンライン登記申請」の利便性向上に関して意見・提言をせずに、「オンラインで申請するつもりがない（書面申請で何の問題もない）」とか、「出来る人だけで対応すればいい」などと考えているようでは、資格者としての存在意義を疑われてしまいます。

オンライン申請環境の構築・必要な機材等の整備など個別的問題は山積しています。個々の問題は別に議論するとして、私たちは IC カード取得を以って、「オンライン申請」に対応出来る状況にあることを示さなければいけません。政府の規定路線である「電子政府の実現」はすでに動いています。私たちが組織として対応できなければ法務省だけが取り残されてしまいます。「連合会が決めた事には関係ない」とは、言えるような状況でない事を、また、傍観者ではなく制度の評論家でもなくまさに当事者である事を認識してください。

費用に関する件については、2 月号の会報（35 ページ）で齋藤前運営委員が解説しているように、全会員への IC カード発行を毎月 1000 枚のペースで行い 19 ヶ月間で完了する予定で特別会費として月 1000 円を 20 ヶ月負担して頂くと言う事業計画を第 62 回定時総会にて承認いただきました。現状の返送率では、当初の事業計画通りに全会員に対する IC カードの発行は困難である事はご理解いただけると思います。IC カード発行については、外部委託（アウトソーシング）しており業者との契約は 19 ヶ月となっています。それ以降の IC カード発行については新たに契約を締結する必要があります。このまま IC カードの発行が遅れるという事は、「経費負担」と言う形で跳ね返ってまいります。

オンライン登記申請の制度改善に当事者として積極的に提言し、よりよいオンライン申請環境の実現を目指し、また、「新たな経費負担」が発生する事が無いように利用申込書の返送（申込）にご協力下さい。

繰返しになりますが、私たちは傍観者ではなく、制度の評論家でもなく、当事者なのです。

広報最前線

宮　城

金使うより、頭を使え

広報担当に配属されて以来、言われ続けた言葉だ。

なにも広報に限ったことではないのだろうが、金を使い始めたらきりがない広報に於いてこそ、最も重要な目標と言えるかも知れない。しかし、それを実現する機会をつくり実行するとなるとなかなかに難しいもので、アイディアを捻り出すのに胃が痛くなる思いもする。

今回、過去の活動の中から、些かなりとも目標に近づけたかな、と思える実例を紹介したい。

地球を歩測する

県南部の小学校に、歩測体験授業を提案した。小学６年生の社会科の授業で伊能忠敬の業績を習うこともあったが、過年連合会が実施した『伊能ウォーク』が立ち寄って伊能大図を展示させて頂いた小学校でもあったので、伊能忠敬の業績にちなんだ歩測体験の授業を提案したのだった。

真剣な面持ちで歩数を数えながらブルーシートの日本地図を渡る

授業内容は伊能忠敬にこだわり、歩測する距離を、忠敬が正確な距離を求めたいと願った子午線全周長の百万分の一の 40.008 m とし、その両端に『梵天』を立てた。また、地球の大きさを体感してもらおうと、中間各点に赤道や北極の位置を示した札を配し、北緯 35 度付近に当たる場所には百万分の一の日本地図を切り抜いた 1.8 m 四方のブルーシートを敷いた。

「この地図に富士山を表すと、高さは 3.7 ミリ」と小石をつまんで見せる。「スペースシャトルが飛んでるのは、大体これくらいの高さ」と膝の辺りを指し示す。その度ごとにどよめきが起こり、けっこう面白い授業だ、と感じてくれたようだった。そんな前振りも功を奏してか、子供たちは真剣に歩測に取り組んでくれた。

この授業の様子は地元テレビ局や新聞社の取材を受け、子供たちが真剣な面持ちで日本地図ブルーシートの上を歩き渡る姿や、頭を寄せ合って歩測結果を計算している姿がニュース番組の中で放映され、新聞にも掲載された。

杖先羅針盤を使う

2004 年に行われた伊能大図フロアー展、本県では仙台市科学館に引き続き仙台市博物館でも開催された。

仙台市博物館では、この展示に併せて小中学生を対象にした測量体験イベントを計画していて、当会にその内容の企画立案と実施への協力要請があった。それに応じ、2、3 提案してみたものの、やはり伊能忠敬らが行った測量を模してみようということになった。そこで、オリエンテーリング用の方位磁石を、ホームセンターで調達した真鍮の板と釘でラワン材の棒に固定し、真鍮棒の視準器を磁石の前後に立てた現代風『杖先羅針盤』を作った。

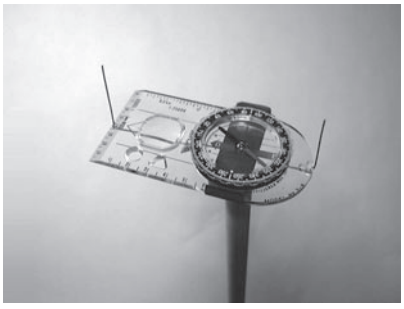

自作した現代風杖先羅針盤

イベントではこの羅針盤と『間縄』に見立てたロープ状のメジャー、そして棹の先に白い紙のボンボンを付けた『梵天』を使って博物館の中庭を測量し、1/100 の図面を作成するまで行ったのだが、子供たちははしゃぎながら、しかし真剣に取り組んでくれた。

このフロアー展が新聞社などから後援されていたこともあって、測点に立てた羅針盤を支えながら真剣な眼差しで視準器を覗き込む女の子の姿が、新聞に掲載された。

陣地を測量する

県北部の高校から、測量体験授業実施の依頼を受けた。

担当する先生からの要望は、授業で学習する数学が実社会の中でどの様に活用されているかを知って欲しいというのが主たる目的だが、生徒達が実際の測量を体験できる授業にしたいし、ゲーム性も加味してもらいたい、というものだった。実施する側としては、校舎や校庭など決まった形を測量してもらうのが楽ではあるが、これでは同じような結果しか出ないし面白みに欠ける。あれこれ悩んだ挙句思いついたのが「陣取り合戦」であった。小学生のころよくやっていた遊びに、紙の上で鉛筆を弾き軌跡を結んで陣地を取り合うというのがあった、それである。まず校庭という限られた範囲の中で陣取り合戦を行い、その後獲得した陣地の形や面積を自分達の手で測量してみようというものだ。

この陣取り合戦には、密かな思惑を込めていた。それは、陣地の境界線は早い者勝ちで決めることができるが、決まった境界線を越えて自分の陣地にすることはできない、というルールにしたため、他のグループとの間に境界紛争が起こるだろう、という期待だった。案の定、女の子だけのグループと、男の子だけのグループとの間で、問題が起きた。女子グループは先に境界点を確保して鋲を打ったが、境界線を示す水糸を張っていなかった。そこに男子グループがマーカーを投げ込み、女子の境界線を越えて水糸を張ってしまった。当事者同士の話し合いでは、まくし立てる女子グループに、男子がおされ気味だった。結局、水糸を張ったときに境界線が確定するというルールから、水糸を張っていなかった女子の負けとなったわけだが、期待以上のもめ事となってしまった。

観測結果を読み取り記録する。左は当会会員

言い分が通らず怒りの収まらない女子生徒たちの目が、とても怖かった。

陣取り合戦の後は獲得した陣地の測量となるわけだが、全員が測量機器を操作してみることができるように光波測距儀を6台用意した。グループの一人がミラーを持ち、一人が視準し、一人が記録する役を担い、それぞれを交代しながら自分たちの陣地を測る。「レーザーで距離を測ってるから、変なとこに当てると穴が開くよ」という言葉を真に受けてか、こわごわ操作していた生徒も中にはいたが、皆興味津々でとても楽しげに測量している様子が大変印象的だった。特に望遠鏡の倍率の高さには、全員が等しく感動していた。

最後にその測量結果を基にして、座標計算、面積計算を行うわけだが、殆どの生徒が、分・秒という角度の単位をはじめて聞いたという。距離もミリメートル単位だし、数字の細かさには四苦八苦していたようだった。

この体験授業の様子は、地元新聞社の取材を受け、測距儀を覗き込む女子生徒の写真が記事とともに掲載された。

自分達の存在を知らしめるための広報に、お金を惜しむべきではないのかも知れない。

しかし、知恵を絞ることで金を掛けずに効果的な広報ができたなら、こんなすばらしいことはない。

（宮城会　相澤　満）

世界遺産候補地
The Site proposed for the World Heritage Site

富岡製糸場･･･世界文化遺産登録を目指して

群馬県土地家屋調査士会富岡支部　　佐俣　博久

1　はじめに

産業系のユネスコ世界遺産登録を目指す富岡製糸場は、都心から約 100 km 内陸の地、群馬県富岡市にあります。戦後育ちの私は小学校の教科書で官営富岡製糸場のことを学び、異郷での自己紹介では、官営富岡製糸場の富岡出身というと誰もがうなずいてくれました。

また群馬県の産業や名所旧跡、偉人達を詠んだ 44 枚の上毛カルタには､我が富岡市について「に」の札に「日本で最初の富岡製糸」と詠まれています。

2　創業から世界遺産登録へ向けての歩み

明治政府の殖産興業策に基づき、当時外貨獲得の目玉商品であった生糸を世界に通用する品質で大量に生産することを目的に「日本で最初の富岡製糸」は建設されました。様々な候補地から富岡を選定した明治政府は、富岡製糸場の建設を生糸の検査官として来日していたフランス人技術者ブリューナに委嘱しました。現場代理人は渋沢栄一の義兄弟に当たる尾高惇忠が担当し、ブリューナを責任者とする男女 11 人のお雇外国人（フランス人）以外は全て地元の職人が建設に従事しました。地元調達の資材を用いて西洋と日本の建築技術を融合させ、木の柱を煉瓦の壁で挟んだ「木骨煉瓦造」の方式が採用され、主要施設は明治 4 年に着工して翌 5 年 7 月に完成。翌明治 6 年にはコロニアル様式のブリューナ一行のための煉瓦造の洋館が完成しました。工場建設と平行して全国各地から採用された工女達の多くは廃藩置県により職を解かれた士族の子女で、教養を備えた女性達の集団であったことが推測できます。工女達の給料はその技量によりランクづけられ、国の模範工場として西欧式の近代的な労働環境の下に就業していました。後に出身地に戻った多くの工女達は地域の製糸産業の指導者として貢献しました。富岡製糸場で生産された生糸は品質も良く、輸出先で富岡シルクとして評価されていましたが官営工場としての経営に行き詰まって民営化され、最終的に片倉工業株式会社へと譲渡された後も操業を続けて、昭和 62 年に 115 年間にわたる製糸工場としての操業に幕を下ろしました。貴重な財産は平成 17 年 10 月に富岡市管理となり、平成 18 年 7 月 5 日国の重要文化財登録、平成 19 年 1 月 23 日群馬県内の養蚕関連の施設と共に「富岡製糸場と絹産業遺産群」としてユネスコ世界遺産暫定リストへ追加登載されることが国内決定されました。世界遺産登録への期待を込めて、当日の夕刻は打ち上げ花火と数多くの市民が参加して提灯行列で盛大に祝いました。

錦絵工女

錦絵全景

3　富岡製糸場の世界遺産としての価値

富岡製糸場には現在でも数多くの建設当時の建物が残されています。照明設備を持たない当時の繰糸場は、採光の為に東西方向に長さ 140.4 m、幅 12.3 m、高さ 12.1 m で建設されました。内部は柱を省いて 300 台の繰糸器を配置するため、屋根をトラス構造で支える方式を採用しています。この繰糸場の東側と西側部分に直角に、長さ 104.4 m、幅 12.3 m、高さ 14.8 m の 2 棟の二階建ての繭倉庫が全体でカタカナのコの字型に配置されています。特に東側の東繭倉庫アーチ部分には建設の年を示す明治 5 年の年号が刻ま

左：３号館　正面：東繭倉庫
右：明治天皇の皇后、皇太后行啓記念碑

ブリューナ館　北側

春の西繭倉庫

れています。また、製糸場への入退場者の管理を行う候門所、男女11人のお雇外国人（フランス人）の宿舎として2階建てコロニアル様式の2号館（女性用）、3号館（男性用）、ブリューナの家族4人とメイド1人だけの為に建設された地下貯蔵庫を備えた約1,056 m^2の平家建のブリューナ館などの木骨煉瓦造の建物の他に、繰糸場へ蒸気を供給する蒸気釜所やリベット接合の400トンの水を貯水可能な日本最古の鉄水槽、煉瓦積みの排水施設、明治天皇の皇后及び皇太后の富岡製糸場行啓記念碑などが敷地面積約51,500 m^2の土地に残っています。

日本には現在14箇所の遺産がユネスコの世界文化遺産に登録されて、さらに富岡製糸場を含む8件の遺産が暫定リストに登載され世界遺産登録を目指しています。その多くは自然遺産及び歴史文化遺産の分類に属しますが、それ以外の分類として近代社会の基礎となった産業系の世界遺産があります。産業革命の先進地ヨーロッパには、役目を終え、廃墟となった産業遺産の価値を評価して後世に引き継ぐため、閉鎖された炭坑や橋などが世界遺産登録されています。日本では石見銀山が産業系の遺産として、初めて世界遺産登録を果たしました。

これら既存の産業系の世界遺産と比べても、富岡製糸場は模範としたフランス国内の工場にも類を見ない、当時としては世界一の規模と内容で建設され、135年の年月を経た今もほぼ完全な形で原状をとどめる世界に類稀なすばらしい産業遺産です。また富岡製糸場が物造り日本の産業革命の源として日本の近代化に大きく貢献したこともまさに世界遺産に値する重要な要素と考えています。

4　市町村、群馬県及び住民の取り組み

「富岡製糸場を世界遺産に」の合い言葉の下に、富岡市を中心とする周辺市町村の住民の献身的な努力が続けられています。主たる活動は富岡製糸場及び県内の絹産業遺産群の存在と意義を日本のみならず世界に知ってもらうための啓蒙活動です。その為に暫定リスト国内決定前から、勉強会や数々のイベントが行政当局と市民の手で企画され実行されています。その努力の甲斐あって富岡製糸場の見学者数は飛躍的に延び、施設の見学有料化にもかかわらず、毎月2万人以上の参観者が訪れ、世界遺産登録に対する期待と関心の高まりを実感いたします。このことに励まされながら、私たちは富岡製糸場が必ず世界遺産に登録されることを信じて活動を続け、この貴重な日本の財産を大切に守り続けます。

会員の皆様、どうか富岡製糸場にお越し下さい。研修を終了したボランティアや富岡市の職員全員が交代で解説員として、建設当時のエピソードなどを交えながら丁寧で熱意にあふれる説明を行っております。解説員の説明を聞き、東繭倉庫内に展示された様々な資料をご覧になり、また繰糸場に佇めば、きっと当時の日本人の気概にふれ、工業立国として世界に冠たる現在の日本の製造業の根幹がこの富岡製糸場に由来するということを肌で感じていただけます。又、数多くのホームページで富岡製糸場が紹介されています。検索エンジンで「富岡製糸場」と入力してみて下さい。公式ホームページでは日本語、英語、フランス語、中国語、ハングルなどで、簡潔で丁寧な解説と共に、美しい錦絵や四季折々の富岡製糸場内の景色などを閲覧できます。そして富岡製糸場においで下さい。

満開の桜が赤い煉瓦の壁に映える春、上州の山々が紅葉に染まる晩秋から空気が透明感を増す冬と季節の変化に応じた様々なすばらしい景観を楽しんでいただけるはずです。

では、富岡製糸場でお会いしましょう。かけだしの解説員として私も案内させていただきます。

富岡製糸場へのアクセスは上信越自動車道を富岡インターチェンジで下りて車で約5分。専用駐車場があります。または高崎駅から上信電鉄線で約30分、上州富岡駅下車、徒歩10分程度です。一部施設は重要文化財指定に伴う調査のため公開されていないことをご了承下さい。

会務日誌　7月16日～8月15日

7月

17日

第1回会館移転PT会議
〈協議議題〉
1. 会館移転に関する検討課題について
2. その他

24～25日

第1回研修部会
〈協議議題〉
1. 平成19年事業計画について
2. 各種委員の選任について
3. その他協議事項

30日

第2回正副会長会議
〈協議事項〉
1. 平成19年度各種委員会等委員の選任等について
2. 第4回常任理事会の対応について
3. 全調政連、全公連との三者打合せについて
4. その他

日調連・全調政連・全公連打合せ会

31日～8月1日

第1回広報部会
〈協議事項〉
1. 広報員の選出の件
2. 広報ツールの検討
3. 会報について
4. HPの充実・拡充について
5. 国際地籍シンポジウムの記録集作成に関して
6. 小冊子等の発行に向けた検討
7. 次回会議の日程について

8月

1日

平成19年度第3回筆界特定業務支援プロジェクトチーム会議
〈議題〉
1. 筆界特定実務に係る手引書の作成について
2. その他

1～2日

第2回財務部会
〈協議事項〉
1. 平成19年度財務部事業計画の執行について
2. 大規模災害対策基金の義援金等給付基準の見直しについて
3. 自家共済特別会計の廃止について
4. 測量機器総合保険の保険料条件再改定について
5. 親睦事業の運営及びあり方について
6. その他

2日

第1回社会事業部会
〈協議事項〉
1. 社会事業部事業執行の方針について
2. 社会事業部所管のPT委員の選任について
3. 喫緊の対応事項について
4. その他

3日

第1回業務部会
〈協議議題〉
1. 業務部事業執行の方針について
2. 業務部所管の委員会委員の選任について
3. 登記測量評価検討委員会の組成について
4. 不動産登記規則第93条不動産調査報告書について
5. その他

6日

第3回土地家屋調査士特別研修 第2回運営委員会
〈協議議題〉
1. 第2回特別研修の実施状況と今後の対応について
2. 第3回特別研修の実施計画(案)について

8～9日

第4回常任理事会
〈審議事項〉
1. 平成20年春の叙勲・黄綬褒章候補者について
2. 平成19年度各種委員会委員等の選任等について
〈協議事項〉
1. 制度対策本部の運営等について
2. 連合会会則・総会議事運営規則の改正について
3. 埼玉会会員による職務上請求書不正使用事件への対応について
4. 土地家屋調査士倫理規範について
5. 第3回土地家屋調査士特別研修における(財)日弁連法務研究財団との契約について
6. 明海大学への対応について
7. 各部、各委員会における研修会等の開催予定について
8. オープンソースソフトへの対応について
9. 日調連ブリーフケースの運用開始と利用要領について
10. 平成20年度・税制改正に関する要望について
11. その他

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成19年7月2日付

埼玉	2389	佐藤　正美	埼玉	2390	野沢　豊
千葉	2016	八角　元	栃木	873	佐藤　統
静岡	1641	玉井　宏政	静岡	1642	袴田　梢
大阪	2999	田中　伸樹	京都	783	寺田　岳史
兵庫	2301	上田真之介	奈良	394	杉田　育香
愛知	2640	山田　政詳	愛知	2641	濱中　利行
愛知	2642	藤井　泰人	富山	481	寶田　明芳
広島	1780	魚谷　勇介	大分	795	吉田　拓也
旭川	286	津川　雅英	愛媛	803	井早　耕治

平成19年7月10日付

東京	7445	柴嵜　霞	東京	7446	土屋　国和
神奈川	2773	今枝　洋隆	神奈川	2774	小清水　聡
静岡	1643	宮本　均	愛知	2643	山田　剛司
岡山	1317	岡崎　昭好	岡山	1318	吉川　清文
福島	1425	南波　康行			

平成19年7月20日付

東京	7447	細井祥太郎	大阪	3001	堀　忠幸
兵庫	2303	藤井　精一	福岡	2120	原　廣行
福島	1426	小野寺　勇			

登録取消し者は次のとおりです。

平成19年4月26日付			旭川	47	新田　英雄
平成19年5月24日付			長野	1965	小林　正生
平成19年5月25日付			群馬	409	渡辺　恒洋
平成19年5月29日付			山口	620	堀家　徹
平成19年5月30日付			千葉	1491	渡邉　忠則
平成19年5月31日付			宮城	517	吉川　均
平成19年6月3日付			栃木	586	斎藤　茂生
平成19年6月7日付			新潟	2094	関　秀明
平成19年6月14日付			島根	352	菅井　久志
平成19年6月26日付			東京	348	岡本　辰義

平成19年7月2日付

神奈川	180	瀧村　治雄	長野	2273	小田切廸彦
岐阜	837	遠藤　雅之	島根	474	吾郷　達也
秋田	784	佐藤　豊	愛媛	776	木原　道雄

平成19年7月10日付

神奈川	1142	浅川　昭吾	神奈川	1347	徳中　攝夫
神奈川	1433	南雲　三雄	神奈川	2589	星澤　正幸
和歌山	121	守安　武久	三重	525	小暮　丈作
岐阜	420	日比野利計	山口	601	坂本　敬子
岡山	961	佐藤　敏之	岡山	1296	谷川　二郎
福岡	1788	淵上　三雄	札幌	775	松浦　忠勝
旭川	249	寺島　孝			

平成19年7月20日付

埼玉	942	尾崎　征男	和歌山	221	飯田　尅也
愛知	2290	生駒　勝	岐阜	638	丸山博一郎
富山	60	河原　清政	富山	100	稲塚　隆
広島	1726	平岡　康孝			

第 22 回定時総会開催

平成 19 年 6 月 11 日、第 22 回定時総会が東京都千代田区飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにおいて開催され、提出された議案は全て承認されました。

当日ご来駕いただいた多くのご来賓の中から、法務省民事局民事第二課長小川秀樹様、日本土地家屋調査士会連合会会長松岡直武様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会専務理事石川重夫様、全国土地家屋調査士政治連盟会長井上孝三郎様の 4 名からご祝辞を頂戴し、盛会裏に終了しました。

なお、会長及び副会長等の新役員が、次のとおり決定しました。

鈴木洋美会長

会　長	鈴木　洋美	福島協会
副会長	倉富　雄志	愛媛協会
〃	柳平　幸男	岩手協会
〃	塩川　　豊	長野協会
理　事	福富　省吾	東京協会
〃	池田　尚弘	神奈川協会
〃	向井　康晴	兵庫協会
〃	吉倉　修一	石川協会
〃	水津　久太郎	山口協会
〃	三宅　正春	長崎協会
〃	加藤　　隆	札幌協会
監　事	米澤　　實	静岡協会
〃	斎藤　　潔	福島協会
予備監事	久保　　宝	愛媛協会

また、総会において、下田敬三前名誉会長には引き続き名誉会長として、また、理事会において竹内重信、田中堯史両前副会長には、相談役として、今後とも全公連の運営等に助言をいただくことになりました。

会長就任の挨拶

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
会長　鈴木洋美

第 22 回定時総会において会長に選任され、昨年のイレギュラーな状況での就任とは異なり、火中の栗論の甘えは許されず、責任の重さを痛感しております。

平成 19 年度は公嘱協会・全公連ともに正念場の年となることは間違いありません。

先ずは、公益法人制度改革の行方です。平成 20

年12月1日の施行に向けた取組みが待った無しです。また、移行後の公嘱協会の法人形態と土地家屋調査士法との兼ね合い、それに伴う全公連のあり様と課題が山積しております。次に、公共調達業務の適正化に伴い公嘱協会の存在意義と優位性が問われています。このことを真摯に受け止め、今一度公嘱協会の設立趣旨である公益法人としての国民の利益となる事業への積極的な貢献(透明性･妥当性を持った適正価格による受託額の実現が前提)を再認識し、資格者としてのスキルアップを図り、企画力・提案力を醸成し、より付加価値のある良質な成果の確保に努めなければならないと考えます。このことについては、平成19年6月22日規制改革推進のための3カ年計画の閣議決定における政府調達制度の見直しの中の民間技術提案の更なる活用欄を参照いただきたい。

新たな取組みとしては、都市再生街区基本調査事業に基づく官民境界等先行調査、地籍調査への参画です。これまで地籍調査事業の遅延の最大の要因であったE工程に、地図作りの専門家として、地図の最大のユーザーとして、筆界特定・ADRの専門資格者が係ることで、進捗率が向上することを早急に啓発する必要があります。

また、土地家屋調査士のみに特化した規則93条調査報告書への積極対応、オンライン登記申請においては、これまで推進の隘路となっていた諸課題について､関係機関との調整により来年の早い時期に、推進のための改善策が具現化するとの情報にも接しております。利用率向上のためには嘱託登記事件が最大の供給源であり、公嘱協会として積極的に対応することが必要であると思料いたします。

紙面の都合上多くは申し上げられませんでしたが、新たな執行体制の下、役職員一丸となって現行下で負託された諸課題に全力で取組む所存でおりますので、尚一層のご理解とご協力、そしてご支援を切にお願い申し上げ就任の挨拶といたします。

会務報告～前号以降

6月1日　第1回正副会長会議
6月1日　正副会長会議及び第1回総務･研修担当打合会の合同会議
6月3日　法務省赤れんがまつり
6月4日　全国土地家屋調査士政治連盟全国会長会議
6月4日　中部ブロック理事長会議
6月10日　第2回理事会
6月11日　第22回定時総会事前打合せ
6月11日　第22回定時総会
6月12日　研修会
6月18～19日　日調連第64回定時総会
6月19日　東京会会長と打合せ
6月22日　自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会議
6月22日　全国測量技術大会2007
6月22日　中部ブロック協議会平成19年度通常総会
6月25日　日本郵政公社との打合せ
6月26～27日　第3回理事会

今後の会議予定

7月4日　第19回塩崎恭久と明日を語る会in東京
7月5日　農林水産省中央研修会講演［オリンピックセンター］
7月5～6日　第2回正副会長会議
7月6日　役員就任挨拶
7月6日　全国公共嘱託登記司法書士協会協議会定時総会
7月13日　調査士会東北ブロック総会［福島開催］
7月20日　北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
7月26日　三者(東京協会･東京会･全公連)打合せ
7月30日　第1回業務･研修担当打合会
7月30日　古屋圭司政経フォーラム
7月30日　三者(日調連･全調政連･全公連)打合会
7月30～31日　第3回正副会長会議
7月31日　法務省との打合せ

ちょうさし俳壇

第 268 回

雑詠　水上陽三選

離陸機　　**水上陽三**

離陸機の音沸騰す合歓の花
雷火立つ手酌は灘の生一本
四・五日桃に紅刷く破袋かな
限定てふワイン涼しき口あたり
過ぐダンプ背に熱風を叩きつけ

岐阜　　**深谷健吾**

テント張る一家そろひの迷彩服
再会は銀座ライオンビヤホール
住友も三菱もゐてビヤホール
みんみんや女は無口の方がよい
甚平着て親爺の顔に戻りたる

茨城　　**島田　操**

長老の脇役となる村祭
梅雨明ける家中の部屋丸見えに
仮名文字を笹に揺らして星祭
風も亦炎なりけり油照り
父も子も昭和生まれや夕端居

岐阜　　**堀越貞有**

十二羽は鵜匠の分身かも知れず
腹の虫納まるまでの昼寝かな
遅れ来てやっと間に合ひ山開き
昼寝人夢か現か高いびき
ほっぺたに格子模様や籠枕

愛知　　**清水正明**

青みどろ北アルプスを揺らしけり
ダム涸るる殉難の碑の灼けにけり
採りたての胡瓜を馬に魂迎え
母焚きしごとくに妣の門火焚く
隠れをる茗荷の花や明治母

福島　　**加藤捷子**

はるか来て蔵王は雨に濃紫陽花
もやうすれ来て湯の宿の濃紫陽花
見下ろしに松の芯立つ登山道
夏草や錆しリフトの点在す
老鶯に心開きて乗るリフト

東京　　**黒沢利久**

夕暮れの中学校の夏木立
森ふかき樫に弱気の夏鴉
真似事に作りしわれの夏料理
広島忌テレビにて見る硫黄島
新涼やしづかに動く風力計

埼玉　　**井上晃一**

新じゃがを丸ごと蒸し茶うけとす
道よぎるかるのファミリー車止め

今月の作品から

深谷健吾

テント張る一家そろひの迷彩服

季語はテント。最近の若者に流行している迷彩服がこの句のポイント。そもそも戦線の兵士が敵を欺くために周囲の草や木に似せて身にまとった衣服で、日本軍には無かった。米軍によってもたらされたもので自衛隊では使用されているが、遊び心から一般の人達にまで流行したものであろう。

島田　操

長老の脇役となる村祭

先頭に立って祭の差配をしていた村の長老も、すでに高齢に達し世話役の座を若い者に譲って脇役に回ったのである。恐らく本人自身かもしれないが一抹の淋しさをにじませている。

堀越貞有

十二羽は鵜匠の分身かも知れず

長良川の鵜飼いに発想したものであろう。伝統と権威のある漁法で、篝火を焚きながら鵜飼舟の舳先に立つ鵜匠が十二羽の鵜を十二本の手綱で意のままに操っている様を見ると、この句のように鵜匠の分身ではないかと思われてくるのである。

会員の皆様へ
日調連推薦図書

このたび、日本加除出版より発行の新刊図書の特別頒布をご案内申し上げます。
お申込みは、下記申込書にて出版社宛直接FAXにてお願いいたします。

筆界特定制度の創設と調査士会による民間型ADRの立ち上げにより、境界紛争に正面から取り組むことになった土地家屋調査士。その高い専門性を社会で最大限に発揮するための、筆界特定制度と調査士会型ADRの本質に迫る議論の数々!

筆界特定制度と調査士会ADR

日本土地家屋調査士会連合会名誉会長
西本　孔昭　編著

■ A5判　■ 256頁
■ 定価2,500円
■ 平成19年7月刊行
■ ISBN978-4-8178-1328-2

◆ 全国に設置されはじめた境界問題解決センター。本書では「境界問題相談センターかながわ」運営委員柳川猛昌弁護士による、センターの現状と問題点及び今後の展望を示しています。各会、各センターにおいても非常に参考になる内容です。
◆ 技術的な問題だけでは解決できない「境界紛争」。筆界特定制度やADRの実務に当たる前に、知っておきたい事や考えておきたい事に重点を置いた記述。研修の補助教材としても適しています。
◆ 調停のエキスパートであるレビン小林久子氏、稲葉一人氏、中村邦夫福岡県土地家屋調査士会会長と編著者との鼎談・対談を収録。筆界特定制度と調査士会ADR両制度成立の経緯と問題点、筆界特定とADRの連携から、両制度に潜む問題点が浮き彫りにし、大きく開かれた調査士の将来を語ります。

FAX 申込書（本ページをコピーし、下記へ所要事項を記載の上、以下へ送信してください。）

日本加除出版営業部　行　FAX：03（3953）2061
〒171-8516 東京都豊島区南長崎 3-16-6　TEL：03-3953-5642

【お届け先】（勤務先・自宅）←○で囲んでください。

書　名	筆界特定制度と調査士会ADR　40303-01	特別価格 10%OFF！	2,250円	冊
住　所	〒	T E L		
名　前		F A X		
E-mail	※メールニュース新規お申込みご希望のお客様のみご記入ください。			

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認等のご連絡および弊社からの各種ご案内（刊行物のDM、アンケート調査等）以外の目的には使用いたしません。

発行所：日本加除出版株式会社
（133811）

LOOK NOW

登記基準点の位置付けに関する検討会を開催

去る８月22日、日調連会議室において、『登記基準点評価委員会（仮称）設立準備委員会』が開催された。

不動産登記法の改正により、不動産登記規則第77条第１項第７号で、登記に関する測量においては、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記載することとされた。これまでの登記に関する測量の成果が、地図作りや地籍の整備に活用される際に、最大の隘路であった公共基準点等との関連付けがなされていないことを克服する上でも大きな改正である。

一方、全国各地において、土地家屋調査士会、公共嘱託土地家屋調査士協会、個人調査士等は、公共基準点と同等の精度を持つ測量基準点（いわゆる登記基準点）をかなり広範囲に設置しており、これまでも一筆地測量に活用し、その成果として、筆界点の座標値を地積測量図に記録をしてきている。ところが、法改正以後、この基準点は、不動産登記規則上の「基本三角点等」に該当する扱いとできるのかどうかという問題が提起され、今日に至っている。

日調連では、法務省、国土交通省等の関連省庁や測量関連団体（日本測量協会技術センター等）と、その取扱いについて協議を重ねてきた。これらの協議を踏まえて、登記基準点の位置付けに関する検討会として、設立準備委員会が開催される運びとなった。

会議には、日調連学術顧問の清水英範・東京大学大学院工学系研究科教授をお招きし、法務省民事局民事第二課から前田幸保補佐官、横山亘不動産登記第二係長、国土交通省土地・水資源局国土調査課から田中大和課長補佐、(社)日本測量協会から大瀧茂・技術センター部長、(社)日本国土調査測量協会から栗原博司・技術部長、酒井静・関東地区事業委員会事務局にご出席いただき、測量成果に関する評価検討のためのシステムや組織運営づくりなどについて、協議がなされた。

席上、各出席者から、活発な意見の表明がされたが、さらに、検討を重ねるべき課題もあるとのことから、当日の会議としての結論は、これを持ち越し、次回の会議で詰めることとされた。

なお、この枠組みが実現すれば、DID地区以外の地域においても、世界測地系による地積測量図の作成が可能となることに加え、土地家屋調査士による登記基準点の設置も増加することが予想され、法14条地図の整備にも大きく貢献することが期待される。また、土地家屋調査士の社会貢献の側面でも、大いに意義があるものとみてとることができる。

編集後記

◎８月13日。韓国南部の釜山市内「ワールドカーニバル」移動式遊園地で、観覧車から５人が転落する死亡事故が発生した。観覧車を組み立てた際のボルト取り付けミスが原因（観覧車の鉄柱のボルトの一部を誤って本来とは反対に取り付けられていた）と断定されている。

８月20日。午前10時27分、台北からの中華航空120便（ボーイング737－800型）が那覇空港に着陸。誘導路をとおり、国際線41番スポットに停止。地上整備員が第二エンジンからの発火に気付き、機長に連絡。脱出用シューターを下ろして、乗客、客室乗務員全員が緊急脱出。出火の３分後に大爆発。原因となった右主翼前部のスラットのボルト貫通による事故は、軽傷者数名で済んだことが不幸中の幸いであった。

昨年８月には、埼玉県ふじみ野市の市民プールで排水口の柵を固定していたボルトが脱落していたことにより、排水口を塞いでいた柵が取れ、排水口に女児が吸い込まれた痛ましい死亡事故が起きた。

社会現象とまでなりつつある大型車のホイールボルト破損による車輪脱落事故多発も一歩間違えば大惨事の引き金となり得る。

機械文明に生きる現代であるからこそ、生じる事故かもしれないが、作為、不作為に関らず、人災を招くのも、防ぐのも人である。常日頃の点検・管理の大事さが分かる。対岸の火事ではない。ボルト１本で、その人の、その友人の、その家族の人生が一瞬にして変わるのが現代である。

◎中国製品の品質に関する懸念、食品の安全に対する危惧が騒がれているが、10年前にも日本に輸出されたサワラの胃袋から金属ボルトが発見されて、大騒ぎとなり話題となった。中国海鮮レストランでは、皮肉にも金属探知機の販売が好調で昨年１年間の売上を今年半年でクリアーと聞く。単純に倍の売上だ。水を注入した文字どおり「水増し魚」いやいや、見た目を良くした工業用着色料で表面を染めた魚、新鮮に見せるための薬漬け、漂白魚が市場に出回り、食品監督局とのイタチゴッコとなっている。結果「市場への監督を強めるだけではなく、関係者のモラルを高めなければ効果は上がらない」と指摘されている。

四方山は他山の石だと思う。悪貨は良貨を駆逐する《グレシャムの法則》と云われるが、一度崩れた信頼を回復するための努力は容易ではない。そのためにも資格者としての意識を高め、品質管理、事故の予防に努める必要があると考えさせられた。

広報部次長　川本達夫

土地家屋調査士

毎月１回15日発行

定価　　１部　　100円
　　１年分　1,200円
送料（１年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　松岡　直武

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2F 204号
電話：03-3942-0050　FAX：03-3942-0197
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社

地籍フェア2007 in 愛知

CHISEKI FAIR 2007 in AICHI

メインイベント

●メインイベント参加には事前のお申込みが必要です。定員1,000名様

入場無料

日時 10月18日（木） 13:00～16:00

場所 中京大学文化市民会館 プルニエホール 《旧 名古屋市民会館》

名古屋市中区金山一丁目5番1号 TEL 052-331-2141

■会場へのお越しは公共交通機関をご利用下さい。■地下鉄名城線「金山」下車地下連絡通路あり
■JR中央本線 東海道本線「金山」下車北へ徒歩5分 ■名鉄本線「金山」下車北へ徒歩5分

基調講演／13:10～14:40

「江戸時代のまちづくりと人々の暮らし」

|講師| 石川 英輔 氏（作家）

地籍トークショー／14:50～15:10

「地籍についてのQ&A」

|出演| 伊藤 秀樹 氏（土地家屋調査士） 亀井 睦夫 氏（地籍アドバイザー） 他

アトラクション／15:10～15:55

「笑点落語で笑いの渦に!」

|出演| 三遊亭好楽

無料土地相談会

13:00～16:00
(社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
◎当日、受付順にて、相談をお受けします。

展示 10:30～16:00
◎地籍調査パネル
◎測量機器

事例発表（行政向け）／10:30～11:30

「都市部における地籍調査について」

|講師| 河野 重義 氏（東京都職員）

プレイベント

●どなたでも参加できます。※小学生以下は保護者が同伴してください。

入場無料

日時／10月6日（土） 10:00～15:00

場所／愛・地球博記念公園（モリコロパーク）
愛知国際児童年記念館及び周辺

「地籍調査って必要なの?―クイズラリー」
●地籍調査の必要性を学ぶクイズラリー ●測量体験 ●パネル展

参加賞あり（先着1,000名様）

■リニモでお越しの方には、抽選でサツキとメイの家へご招待等の特典がございます。
※「愛・地球博記念公園」駅で、当日朝9:30から先着500名様に抽選券を配布いたします。

※催物内容は天候、主催者の都合により予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。

地籍フェアホームページ http://www.chiseki2007.com

問合せ先／国土交通省 土地・水資源局 国土調査課 TEL.03-5253-8111（代表） 愛知県地域振興部 土地水資源課 TEL.052-954-6119（直通）

主催／国土交通省・愛知県・愛知県国土調査推進協議会

後援／法務省・(社)全国国土調査協会・(社)日本国土調査測量協会・(社)日本測量協会・日本土地家屋調査士会連合会・(社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会・(社)愛知県測量設計業協会

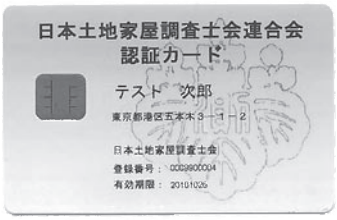

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」）をなぜ取得する必要性があるの？

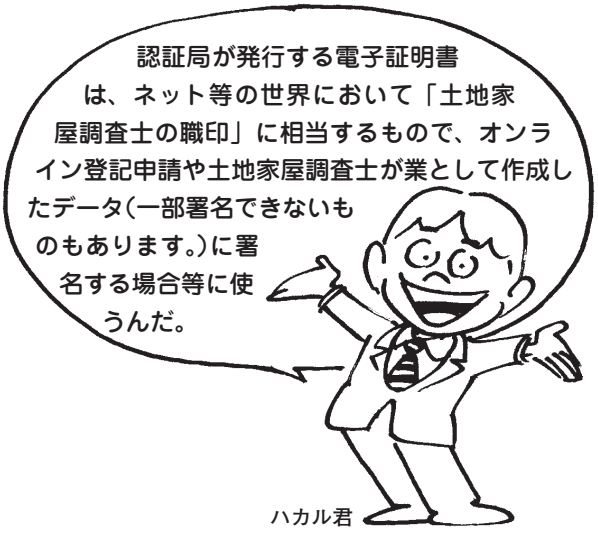

Q2. どうすれば IC カードを取得できるの？

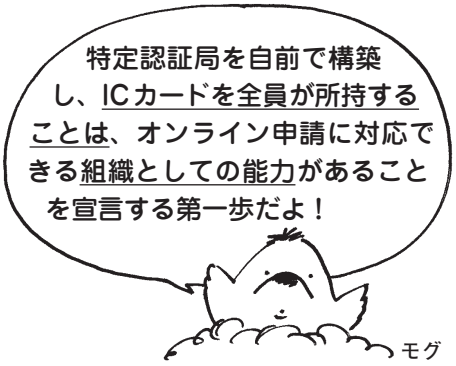

【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成 18 年 1 月から土地家屋調査士電子証明書（IC カード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① IC カードの申込時

電子証明書の発行は次の 2 通りの方法で行っております。

【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月 800 枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（ii ページ）」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iii ページ）」を参照ください。

② IC カードを受領した場合

上記①により会員の皆様が IC カードを受領された場合、その郵便物（IC カード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iii ページ）」を参照ください。

また、同 IC カードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（iv ページ）」を参照ください。

③ IC カードを再発行する場合

一度取得した IC カードを、調査士登録事項変更や、IC カードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（iv ページ）」を参照ください。

電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込から IC カード等発行までの流れは、下記の (1) ～ (7) のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第 1 回目に発行するときのものです。　　（平成 18 年 1 月現在）

電子証明書を取得するまでの流れ

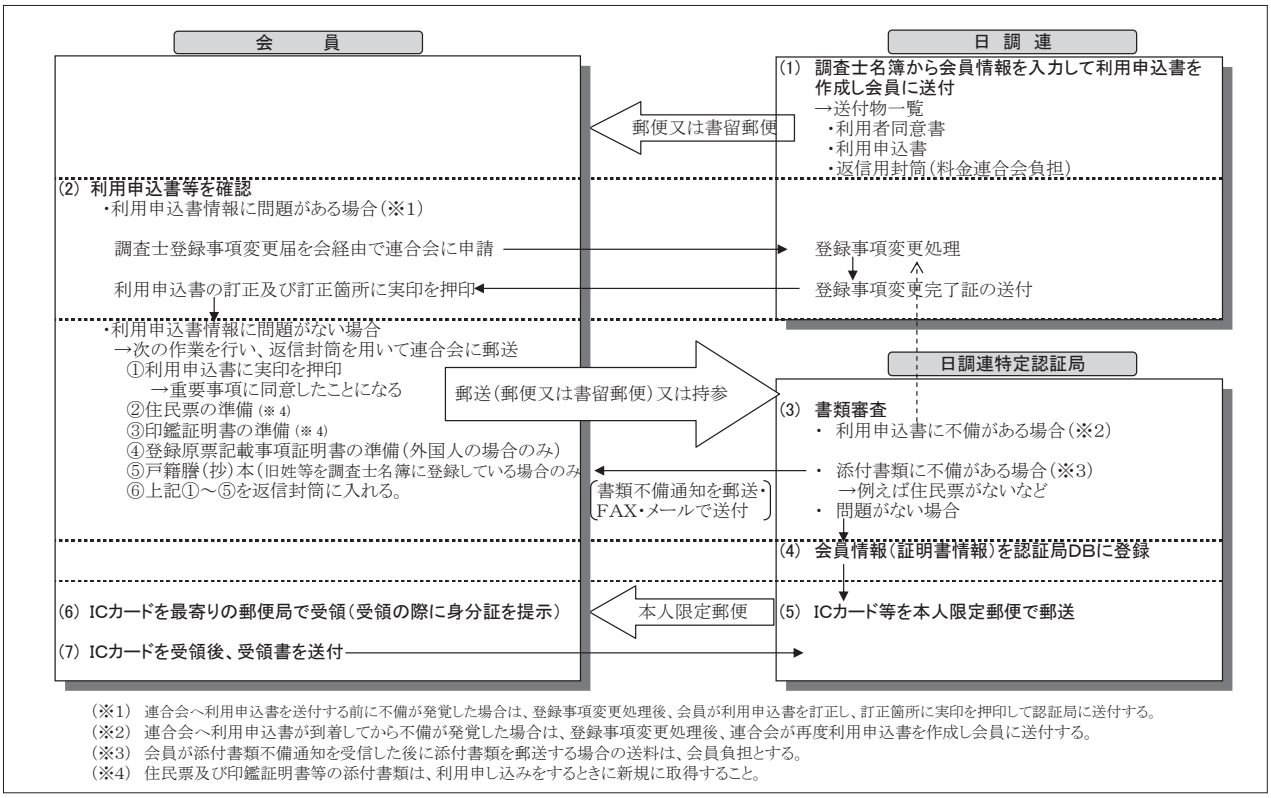

（※1）連合会へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更処理後、会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所に実印を押印して認証局に送付する。
（※2）連合会へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、登録事項変更処理後、連合会が再度利用申込書を作成し会員に送付する。
（※3）会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、会員負担とする。
（※4）住民票及び印鑑証明書等の添付書類は、利用申し込みをするときに新規に取得すること。

土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」（http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls）をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール（ca-info@chosashi.jp）、FAX（03-3942-0197）及び郵送（〒112-0013　東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室　行）にてお申し込みください。

○ 所属会名　○ 所属支部名　○ 登録番号（半角）　○ 氏名
○ 事務所所在地（郵便番号も記入）　○ Mail（半角）　○ Tel（半角）

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ＩＣカードを取得することから始まるオンライン

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

土地家屋調査士電子証明書の同封物について

会員の皆様が受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

①下記②～④が入っている封筒

② ICカード受領書

次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。

- 自署（氏名）
- 実印を押印
- ICカードの券面に記入されている登録番号を記入（最初の000は省略）

③受領書返送用封筒

④PIN封筒

ICカードのPINコード（パスワード）が記載されている封筒です。この<u>PINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。</u>

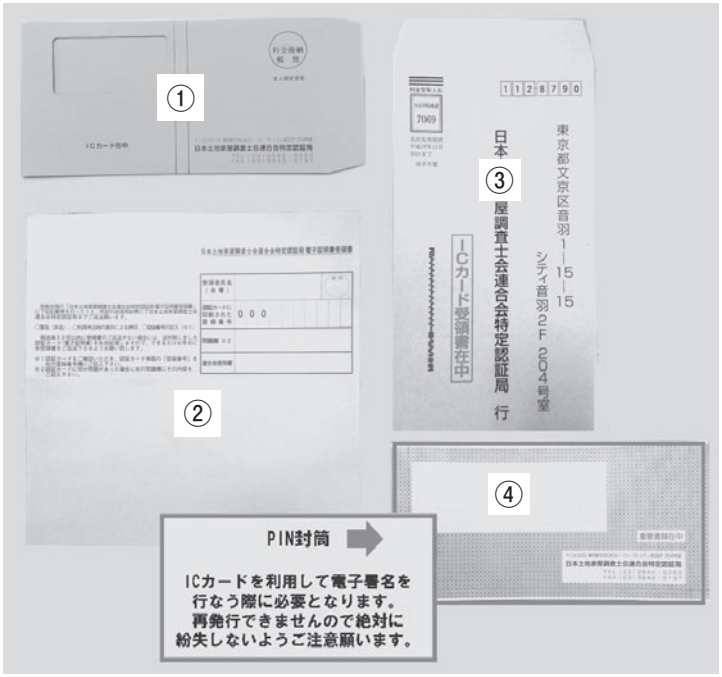

<u>また、PINコードを15回以上ミス（入力等）するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。</u>

（この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。）

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様が調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

記

1．オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成 18 年 3 月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成 18 年 1 月版ですので、法務省 HP 及び日調連 HP 等で最新のものをダウンロードすることを奨励します。

2．ＩＣカード R/W（カード読取リーダー）の準備

「http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm」を参考に、適切な IC カード R/W をご準備ください。

3．オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアル CD にも収録していますが、同 CD は平成 18 年 1 月版ですので、法務省 HP（http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html）及び日調連 HP（http://www.chosashi.or.jp/repository/）等で最新のものをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同 CD の 1「準備編」を参考にしてください。

土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成 19 年 3 月末日現在で 5,037 枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月 1,000 円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する 1 回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への 2 回目の発行については、1 証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の 1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局 HP（http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf）に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」のとおりです。

さらに、証明書発行については、平成 17 年度第 62 回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしくお願いします。

証明書発行費用の支払い方法

1　振込金額（証明書１枚当たり）

・H18.1 月～ H23.12 月　：　5,000 円（税込）
・H24.1 月以降　：10,000 円（税込）

2　振込先等の情報

・金融機関名　：みずほ銀行
・支店名名　：江戸川橋支店
・振込先名義　：日本土地家屋調査士会連合会
　会長　松岡直武
・口座　：普通
・口座番号　：1018169
・振込者名　：口座名義ではなく下記（※）の数字 7 桁を入力
（※）会番号 2 桁（※）＋登録番号 5 桁（例：東京会の 1 番の場合、0100001）なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3　証明書発行費用の支払い方法

上記 1 の金額を上記 2 の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		